

保証月報

— EHIME GUARANTEE MONTHLY REPORT —

富士山のツツジ(大洲市)

2018/4

〈Guarantee Information〉

- ◇平成30年度 組織体制のご案内
- ◇050ダイヤルイン番号表変更のご案内
- ◇お知らせ
 - 「しこく中小企業支援ファンド」の組成について
 - 激甚災害保証の適用期限延長について
 - 経営安定関連保証4号の指定期間延長について
 - 経営安定関連保証5号の指定業種について

〈Column〉 いろいろ日本百選

- ◇第一回 公共建築百選
新居浜市立
別子銅山記念図書館

がんばる中小企業のベストパートナー



EHIME GUARANTEE
愛媛県信用保証協会

保証月報

— EHIME GUARANTEE MONTHLY REPORT —

2018/4

Contents

〈Guarantee Information〉

◇平成30年度 組織体制のご案内	1
◇050ダイヤルイン番号表変更のご案内	2
◇お知らせ	
「しこく中小企業支援ファンド」の組成について	3
激甚災害保証の適用期限延長について	4
経営安定関連保証4号の指定期間延長について	4
経営安定関連保証5号の指定業種について	4
◇Q&A よくある質問	5

〈保証状況〉

◇今月の保証概況(平成30年3月)	6
◇本・支所別保証状況	7
◇金融機関別保証状況	7
◇業種別保証状況	8
◇金額別・期間別・用途別保証状況	9
◇市町制度保証状況	10
◇ランキングベスト10	11
◇金融機関店舗別保証状況	12

〈融資保証制度〉

◇融資保証制度一覧	19
◇信用保証料率表	28
◇保証協会団信実績	30

〈Column〉 いろいろ日本百選

◇第一回 公共建築百選 新居浜市立別子銅山記念図書館	
----------------------------	--



当協会ホームページのご案内

愛媛県信用 検索

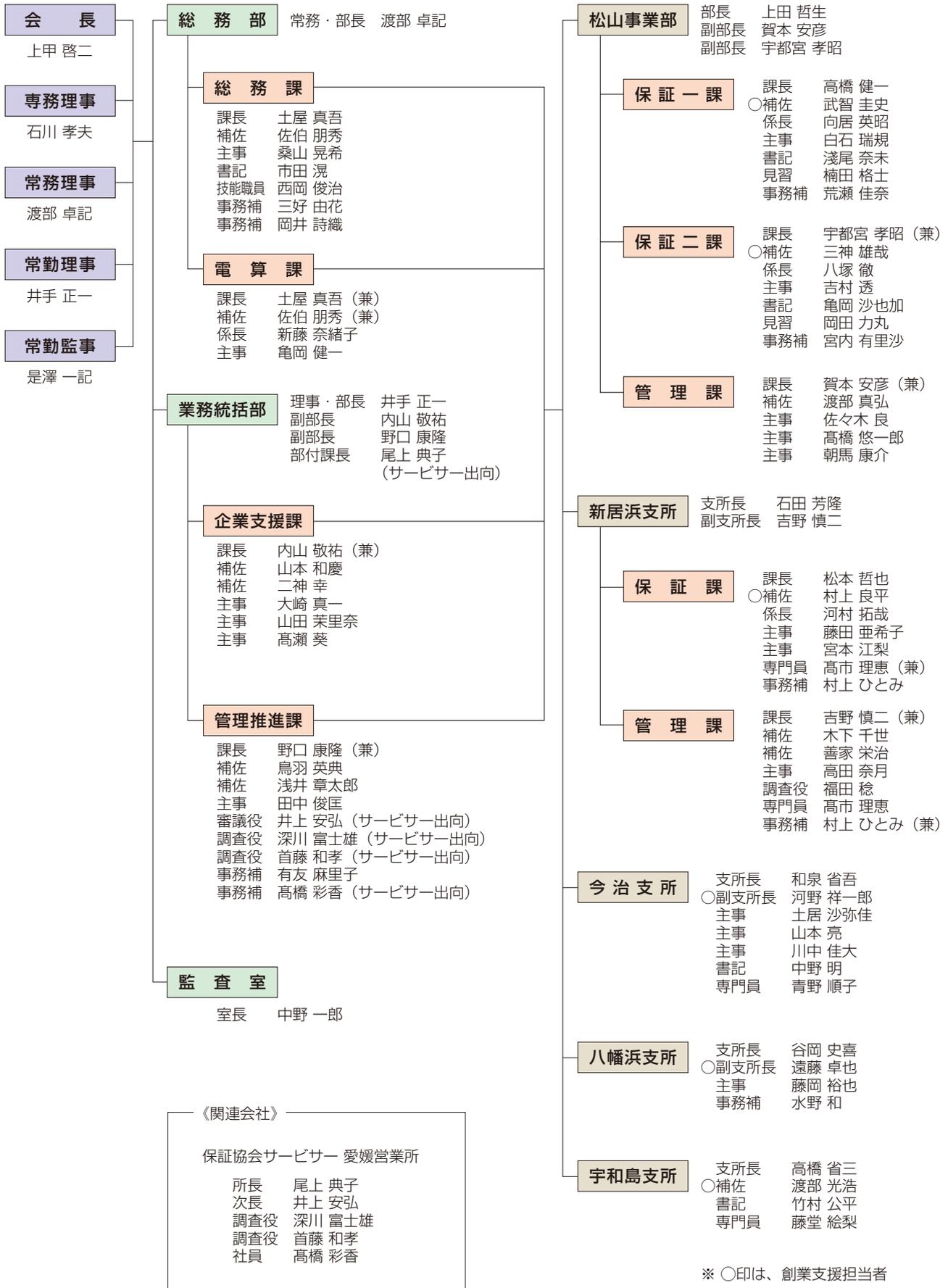
<http://www.ehime-cgc.or.jp/>



お知らせ(更新・新着情報)

- 2018年04月02日／保証の概況「平成30年3月」を掲載しました。
- 2018年03月30日／特別相談窓口の設置について(金融機関紹介に関する相談窓口)
- 2018年03月27日／四国4県における官民一体型中小企業再生ファンドの組成について
- 2018年03月19日／保証月報3月号を掲載しました。
- 2018年03月05日／平成29年度「自殺対策強化月間」における取組について

愛媛県信用保証協会 組織図 (平成30年4月1日)



※ ○印は、創業支援担当者

050ダイヤルイン番号表変更のご案内

◇当協会では「050ダイヤルイン」を導入しております。

◇松山事業部・各支所に加え、本部の各職員に対しても直接繋がりますのでご利用ください。

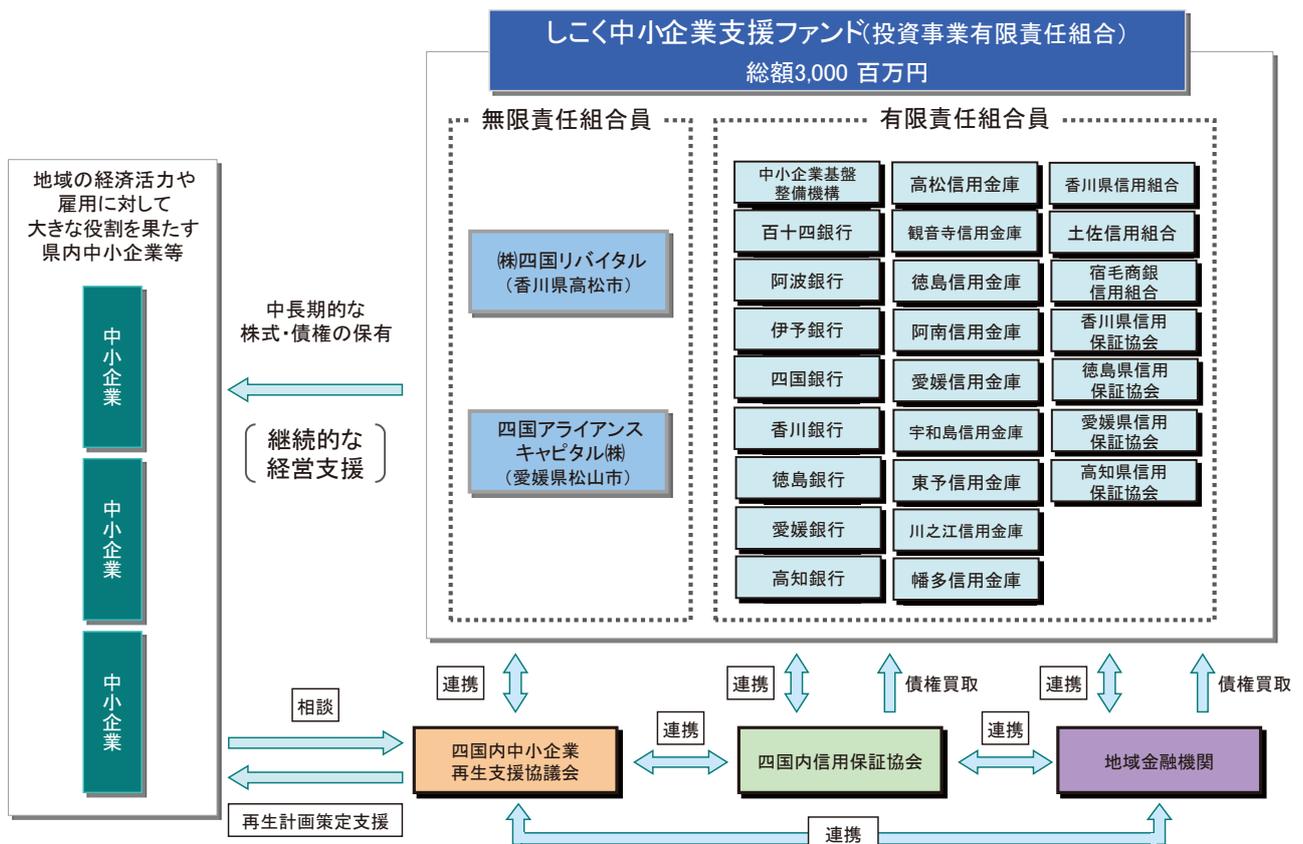
※担当者が話し中または離席の場合は、他の職員が対応いたします。

本 部		TEL 089(931)2111(代)	松 山 事 業 部		TEL 089(931)2118	
総 務 部			保 証 二 課			
常務・部長	渡部 卓記		副部長・課長	宇都宮 孝昭	050 - 3803 - 1978	
総 務 課				三神 雄哉	050 - 3803 - 1994	
課長	土屋 真吾	050 - 3803 - 1965		八塚 徹	050 - 3803 - 1998	
	佐伯 朋秀	050 - 3851 - 1472		吉村 透	050 - 3803 - 2004	
	桑山 晃希	050 - 3851 - 1474		亀岡 沙也加	050 - 3803 - 1999	
	市田 滉	050 - 3851 - 1473		岡田 力丸	050 - 3803 - 1989	
	三好 由花	050 - 3851 - 1476		宮内 有里沙	050 - 3803 - 1992	
	岡井 詩織	050 - 3851 - 1475	管 理 課			
電 算 課			副部長・課長	賀本 安彦	050 - 3803 - 1988	
	新藤 奈緒子	050 - 3851 - 1477		渡部 真弘	050 - 3803 - 2007	
	亀岡 健一	050 - 3851 - 1478		佐々木 良	050 - 3803 - 2003	
業 務 統 括 部				高橋 悠一郎	050 - 3803 - 2006	
理事・部長	井手 正一			朝馬 康介	050 - 3803 - 2008	
企 業 支 援 課			新 居 浜 支 所		保証課 TEL 0897(33)8282	
副部長・課長	内山 敬祐	050 - 3803 - 1967	管理課 TEL 0897(33)8292	支所長	石田 芳隆	050 - 3803 - 2012
	山本 和慶	050 - 3851 - 1486	保 証 課			
	二神 幸	050 - 3851 - 1482	課長	松本 哲也	050 - 3803 - 2013	
	大崎 真一	050 - 3851 - 1484		村上 良平	050 - 3803 - 2017	
	山田 茉里奈	050 - 3851 - 1483		河村 拓哉	050 - 3803 - 2015	
	高瀬 葵	050 - 3851 - 1470		藤田 亜希子	050 - 3803 - 2018	
管 理 推 進 課				宮本 江梨	050 - 3803 - 2022	
副部長・課長	野口 康隆	050 - 3803 - 1972		村上 ひとみ	050 - 3803 - 2020	
	鳥羽 英典	050 - 3851 - 1485	管 理 課			
	浅井 章太郎	050 - 3851 - 1487	副支所長・課長	吉野 慎二	050 - 3803 - 2021	
	田中 俊匡	050 - 3851 - 1488		木下 千世	050 - 3803 - 2014	
	有友 麻里子	050 - 3851 - 1489		善家 栄治	050 - 3803 - 2025	
監 査 室				高田 奈月	050 - 3803 - 2016	
室長	中野 一郎	050 - 3851 - 1490		高市 理恵	050 - 3803 - 2024	
松 山 事 業 部				福田 稔	050 - 3803 - 2011	
部長	上田 哲生	050 - 3803 - 1977	今 治 支 所		TEL 0898(23)0170	
保 証 一 課			支所長	和泉 省吾	050 - 3803 - 1951	
課長	高橋 健一	050 - 3803 - 1993	副支所長	河野 祥一郎	050 - 3803 - 1952	
	武智 圭史	050 - 3803 - 1979		土居 沙弥佳	050 - 3803 - 1954	
	向居 英昭	050 - 3803 - 1984		山本 亮	050 - 3803 - 1955	
	白石 瑞規	050 - 3803 - 1985		川中 佳大	050 - 3803 - 1953	
	浅尾 奈未	050 - 3803 - 2002		中野 明	050 - 3803 - 1956	
	楠田 格士	050 - 3803 - 1995		青野 順子	050 - 3803 - 1963	
	荒瀬 佳奈	050 - 3803 - 1991	八 幡 浜 支 所			
保 証 二 課			支所長	谷岡 史喜	050 - 3803 - 1961	
副部長・課長	宇都宮 孝昭	050 - 3803 - 1978	副支所長	遠藤 卓也	050 - 3803 - 1958	
	三神 雄哉	050 - 3803 - 1994		藤岡 裕也	050 - 3803 - 1960	
	八塚 徹	050 - 3803 - 1998		水野 和	050 - 3803 - 1959	
	吉村 透	050 - 3803 - 2004	宇 和 島 支 所			
	亀岡 沙也加	050 - 3803 - 1999	支所長	高橋 省三	050 - 3803 - 1944	
	岡田 力丸	050 - 3803 - 1989		渡部 光浩	050 - 3803 - 1945	
	宮内 有里沙	050 - 3803 - 1992		竹村 公平	050 - 3803 - 1946	
管 理 課				藤堂 絵梨	050 - 3803 - 1949	
副部長・課長	賀本 安彦	050 - 3803 - 1988				
	渡部 真弘	050 - 3803 - 2007				
	佐々木 良	050 - 3803 - 2003				
	高橋 悠一郎	050 - 3803 - 2006				
	朝馬 康介	050 - 3803 - 2008				

「しこく中小企業支援ファンド」の組成について

平成30年3月29日付で、当協会も出資をして、四国内の中小企業の再生を支援するために官民一体型の中小企業再生ファンドである「しこく中小企業支援ファンド」を組成致しました。

本ファンドは、中小企業基盤整備機構の制度に基づき、同機構、四国4県の20金融機関及び4県の信用保証協会と共同で組成し、主に四国内の中小企業再生を支援するものです。



激甚災害保証の適用期限延長について

東日本大震災による災害に係る激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令が公布・施行され、下記のとおり、同災害に係る激甚災害保証の適用期限が延長されましたので、お知らせします。

下記制度は、被災区域内に事業所を有し、直接被害を受けた方が対象となる保証制度です。

・東日本大震災に係る災害関係保証

【延長前】平成30年3月31日

【延長後】平成31年3月31日

経営安定関連保証4号の指定期間延長について

経営安定関連保証4号の指定について、以下のとおり、指定期間が延長となりましたのでお知らせします。

●平成29年台風第18号による災害に関する経営安定関連保証4号

<指定地域>

大分県	佐伯市、津久見市
-----	----------

<指定期間>

【延長前】平成30年3月25日まで

【延長後】平成30年6月25日まで

経営安定関連保証5号の指定業種について

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づくセーフティネット保証5号について、新たに平成30年4月1日から平成30年6月30日まで（平成30年度第1四半期分）の指定業種が中小企業庁より公表されましたのでお知らせします。

1. 指定業種 179業種

2. 指定期間 平成30年4月1日から平成30年6月30日まで

指定業種の詳細については、中小企業庁のホームページでご確認ください。

<中小企業庁HP> http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

Q&A

よくある質問



法人の保証申込の場合、経営者の保証参加は必ず必要ですか？



原則として、連帯保証人として経営者の保証参加をお願いしていますが、平成30年4月1日より、経営者保証ガイドラインに関する運用が見直され、経営者保証を不要とする新たな運用・制度が開始されることになりました。経営者保証不要での取り扱いを希望される方はご相談ください。



信用保証依頼書のプロパー融資の記載方法について、個人事業主の場合の非事業性融資はどのように記載すれば良いですか？



原則として、事業性融資のみを記載してください。ただし、自宅兼店舗にかかる住宅ローンや資金使途を問わないカードローンなど、明確な仕分けができないものについては、プロパー融資に含めていても差し支えありません。



信用保証依頼書のプロパー融資の記載方法について、他の保証協会の保証付融資がある場合はどのように記載すれば良いですか？



他の保証協会の利用がある場合には、保証付融資の欄に記載してください。なお、他機関の保証がついている債権については、プロパー融資の欄に記載してください。

今月の保証概況 (平成30年3月)

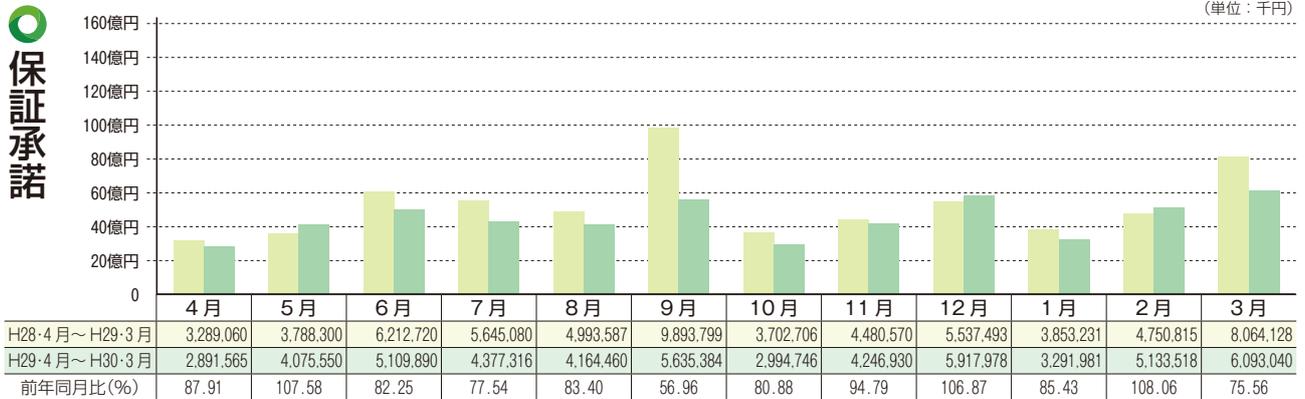
実績

(単位：千円)

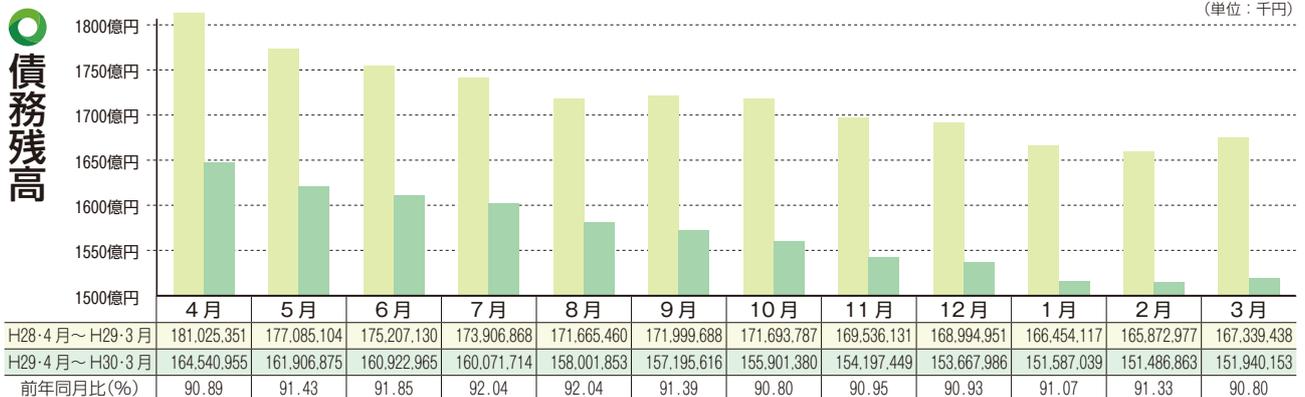
区分	当月中				当月末			
	件数	金額	対前年同月比(%)		件数	金額	対前年同月比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	625	5,756,040	93.84	80.00	6,006	55,300,708	94.75	84.47
保証承諾	648	6,093,040	92.97	75.56	5,865	53,932,358	95.01	83.99
保証債務残高	—	—	—	—	21,827	151,940,153	95.06	90.80
代位弁済	16	61,561	100.00	67.94	152	1,028,237	99.35	100.90

推移グラフ

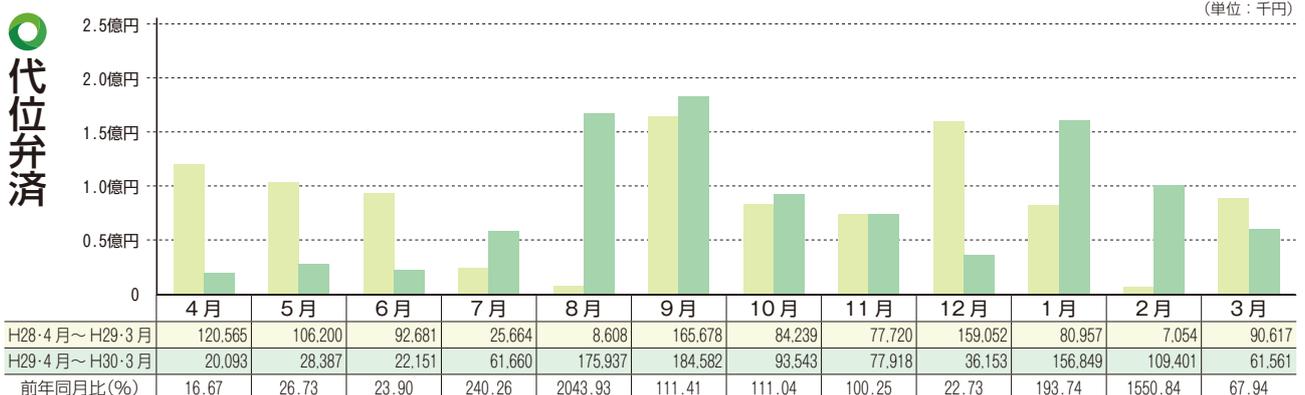
(単位：千円)



(単位：千円)



(単位：千円)



本・支所別保証状況 金融機関別保証状況

保証状況
EHIME GUARANTEE

本・支所別保証状況 (平成30年3月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)
本所	275	2,454,720	60.12	2,676	25,550,898	79.97	10,235	70,820,821	90.90	4	13,300	63.33	78	511,085	116.44
新居浜	134	1,405,910	92.16	1,274	11,019,770	89.12	4,788	33,488,924	89.96	6	39,009	-----	28	128,126	93.98
今治	107	943,960	81.41	987	8,744,636	86.71	3,337	23,084,602	89.14	1	1,563	5.51	21	290,246	143.81
八幡浜	64	731,960	145.78	470	4,794,110	92.82	1,699	13,627,846	93.43	0	0	0.00	11	40,531	36.73
宇和島	68	556,490	70.11	458	3,822,944	82.28	1,768	10,917,960	93.18	5	7,689	19.02	14	58,248	44.26
合計	648	6,093,040	75.56	5,865	53,932,358	83.99	21,827	151,940,153	90.80	16	61,561	67.94	152	1,028,237	100.90

金融機関別保証状況 (平成30年3月分)

(単位：千円)

	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
銀行	伊予	188	2,643,250	1,880	22,862,654	42.39	8,101	73,572,446	48.42	3	33,445	58	601,591	58.51	
	四国	3	42,000	34	342,400	0.63	185	1,563,152	1.03	2	4,361	2	4,361	0.42	
	百十四	15	117,500	112	922,840	1.71	342	2,982,170	1.96	0	0	0	0	0.00	
	阿波	0	0	9	84,400	0.16	51	494,544	0.33	0	0	0	0	0.00	
	広島	8	84,600	108	1,284,600	2.38	545	3,965,690	2.61	0	0	1	13,841	1.35	
	中国	0	0	2	11,000	0.02	14	129,904	0.09	0	0	0	0	0.00	
	山口	3	32,000	10	177,000	0.33	46	664,319	0.44	0	0	0	0	0.00	
	西日本	0	0	0	0	0.00	2	8,505	0.01	0	0	0	0	0.00	
	みずほ	0	0	1	2,000	0.00	23	456,206	0.30	0	0	0	0	0.00	
	りそな	0	0	0	0	0.00	1	10,016	0.01	0	0	0	0	0.00	
	三井住友	0	0	1	8,000	0.01	8	41,976	0.03	0	0	0	0	0.00	
	三菱東京	0	0	1	30,000	0.06	17	192,138	0.13	0	0	1	1,906	0.19	
	三井住友信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	あおぞら	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	愛媛	266	2,212,460	2,033	17,810,230	33.02	6,928	42,265,876	27.82	7	19,906	49	231,680	22.53	
	香川	13	39,500	201	1,849,600	3.43	632	4,907,957	3.23	1	1,282	2	4,176	0.41	
高知	2	33,000	32	305,000	0.57	179	1,098,875	0.72	0	0	4	13,257	1.29		
徳島	17	147,000	48	389,650	0.72	128	949,035	0.62	0	0	1	11,764	1.14		
もみじ	0	0	2	12,000	0.02	3	3,534	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	515	5,351,310	4,474	46,091,374	85.46	17,205	133,306,344	87.74	13	58,994	118	882,575	85.83		
信用金庫	愛媛	83	493,540	1,065	6,184,644	11.47	3,470	14,174,002	9.33	1	521	25	127,047	12.36	
	川の江	4	31,000	51	321,500	0.60	154	812,937	0.54	0	0	1	5,576	0.54	
	東予	11	71,000	98	498,700	0.92	320	1,207,168	0.79	0	0	5	7,176	0.70	
	宇和島	32	106,190	164	714,240	1.32	615	2,067,637	1.36	2	2,047	3	5,863	0.57	
	観音寺	0	0	4	26,500	0.05	8	33,172	0.02	0	0	0	0	0.00	
	信金中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	小計	130	701,730	1,382	7,745,584	14.36	4,567	18,294,916	12.04	3	2,567	34	145,662	14.17	
朝銀西	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
県信連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
単一農協	0	0	1	5,000	0.01	7	19,054	0.01	0	0	0	0	0.00		
県信漁連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
農林中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
商工中金	3	40,000	8	90,400	0.17	48	319,839	0.21	0	0	0	0	0.00		
損保・生保	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
労働金庫	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
その他	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	3	40,000	9	95,400	0.18	55	338,893	0.22	0	0	0	0	0.00		
合計	648	6,093,040	5,865	53,932,358	100.00	21,827	151,940,153	100.00	16	61,561	152	1,028,237	100.00		

業種別保証状況

業種別保証状況（平成30年3月分）

（単位：千円）

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済				
	当 月 中		当 月 末			当 月 末			当 月 中		当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比	件数	金 額	件数	金 額	構成比
製 造 業	93	1,148,400	910	10,271,504	19.05	3,450	30,888,177	20.33	0	0	25	419,155	40.76
食 料 品 工 業	11	248,000	120	1,673,220	3.10	498	4,958,874	3.26	0	0	10	154,308	15.01
織 維 品 工 業	8	79,900	113	1,301,740	2.41	406	4,442,649	2.92	0	0	6	207,105	20.14
木 材 ・ 木 製 品 工 業	4	23,500	31	448,400	0.83	133	1,682,049	1.11	0	0	0	0	0.00
家 具 ・ 建 具 工 業	0	0	23	131,850	0.24	91	522,567	0.34	0	0	0	0	0.00
紙 工	10	216,000	44	915,400	1.70	186	2,408,830	1.59	0	0	0	0	0.00
製 版 ・ 製 本 業	0	0	2	12,000	0.02	9	59,157	0.04	0	0	1	6,990	0.68
化 学 工 業	0	0	6	134,900	0.25	15	185,435	0.12	0	0	0	0	0.00
石 油 石 炭 製 品 工 業	0	0	0	0	0.00	1	8,500	0.01	0	0	0	0	0.00
ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク 工 業	0	0	11	67,740	0.13	55	516,336	0.34	0	0	0	0	0.00
ゴ ム 製 品 製 造 業	0	0	2	30,000	0.06	5	70,878	0.05	0	0	0	0	0.00
皮 革 工 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
窯 業	1	5,000	25	560,640	1.04	118	1,363,811	0.90	0	0	0	0	0.00
機 械 工 業	10	175,000	92	1,218,630	2.26	431	4,349,301	2.86	0	0	2	12,596	1.23
電 気 機 器 工 業	4	38,500	27	328,500	0.61	115	1,345,433	0.89	0	0	0	0	0.00
車 輜 工 業	0	0	5	38,000	0.07	14	169,004	0.11	0	0	0	0	0.00
船 舶 工 業	3	41,000	22	337,500	0.63	96	1,113,451	0.73	0	0	0	0	0.00
金 属 工 業	15	180,400	142	1,444,100	2.68	460	3,510,809	2.31	0	0	5	37,604	3.66
ソ フ ト ウ ェ ア 業	4	12,000	40	399,300	0.74	131	997,698	0.66	0	0	0	0	0.00
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	0.00	3	6,594	0.00	0	0	0	0	0.00
農 林 漁 業	0	0	4	86,000	0.16	10	115,214	0.08	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 工 業	23	129,100	201	1,143,584	2.12	673	3,061,587	2.01	0	0	1	552	0.05
鉱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
土 石 採 取 業	0	0	11	166,500	0.31	36	377,623	0.25	0	0	0	0	0.00
木 材 伐 出 業	0	0	2	14,000	0.03	4	36,212	0.02	0	0	2	1,038	0.10
建 設 業	162	1,652,600	1,505	13,745,965	25.49	5,638	36,108,972	23.77	2	2,083	28	153,981	14.98
卸 売 業	67	639,760	600	7,280,296	13.50	2,149	18,414,719	12.12	1	2,888	24	199,042	19.36
小 売 業	92	680,420	895	7,136,202	13.23	3,293	20,699,989	13.62	4	34,420	34	146,987	14.30
飲 食 店	42	249,100	425	1,991,502	3.69	1,522	5,214,584	3.43	3	11,728	20	57,849	5.63
不 動 産 業	12	63,400	133	1,239,390	2.30	533	4,333,749	2.85	0	0	1	1,709	0.17
運 送 業	35	512,950	236	3,608,490	6.69	953	11,497,554	7.57	5	7,689	7	25,213	2.45
貨 物 運 送 取 扱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
倉 庫 業	0	0	3	25,000	0.05	13	74,298	0.05	0	0	0	0	0.00
物 品 預 り ・ 駐 車 場 業	0	0	2	8,000	0.01	10	38,234	0.03	0	0	0	0	0.00
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	4	48,000	7	69,400	0.13	51	363,168	0.24	0	0	0	0	0.00
印 刷 業	4	27,000	44	545,500	1.01	171	1,411,574	0.93	0	0	0	0	0.00
出 版 業	1	5,000	4	17,500	0.03	21	148,408	0.10	0	0	0	0	0.00
サ ー ビ ス 業	130	1,050,860	1,036	7,562,209	14.02	3,838	21,956,813	14.45	1	2,754	11	23,261	2.26
物 品 賃 貸 業	0	0	20	214,460	0.40	84	660,782	0.43	0	0	1	956	0.09
宿 泊	4	19,000	21	315,500	0.58	125	1,605,021	1.06	0	0	0	0	0.00
洗 濯 ・ 理 美 容 ・ 浴 場 業	22	61,660	157	606,289	1.12	556	1,927,455	1.27	0	0	2	3,941	0.38
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	4	20,500	17	110,200	0.20	80	765,164	0.50	1	2,754	1	2,754	0.27
旅 行 業	2	10,000	9	44,500	0.08	26	130,671	0.09	0	0	0	0	0.00
映 画 ・ 娯 楽 業	6	25,900	20	77,160	0.14	68	318,485	0.21	0	0	0	0	0.00
広 告 業	2	11,000	23	219,300	0.41	108	691,654	0.46	0	0	1	3,185	0.31
放 送 業	0	0	0	0	0.00	2	752	0.00	0	0	0	0	0.00
情 報 通 信 サ ー ビ ス 業	1	3,000	6	83,000	0.15	29	105,708	0.07	0	0	0	0	0.00
運 輸 サ ー ビ ス 業	0	0	12	112,500	0.21	38	212,500	0.14	0	0	0	0	0.00
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	2	10,000	6	35,000	0.06	19	73,508	0.05	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	10	125,000	97	830,740	1.54	340	1,930,041	1.27	0	0	1	1,281	0.12
専 門 サ ー ビ ス 業	7	13,000	105	302,940	0.56	430	890,105	0.59	0	0	1	260	0.03
技 術 サ ー ビ ス 業	19	74,010	102	440,810	0.82	348	1,343,152	0.88	0	0	1	108	0.01
医 療 ・ 福 祉 業	43	609,290	316	3,240,590	6.01	1,088	8,509,700	5.60	0	0	3	10,777	1.05
廃 棄 物 処 理 業	3	57,000	50	569,830	1.06	230	1,592,166	1.05	0	0	0	0	0.00
教 育 ・ 学 習 支 援 事 業	3	9,500	37	206,300	0.38	118	602,444	0.40	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	2	2,000	38	153,090	0.28	149	597,506	0.39	0	0	0	0	0.00
保 険 媒 介 代 理 業	6	15,550	44	195,400	0.36	122	289,929	0.19	0	0	0	0	0.00
郵 便 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
通 信 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
イ ン タ ー ネット 付 随 サ ー ビ ス 業	0	0	8	55,500	0.10	23	86,150	0.06	0	0	0	0	0.00
合 計	648	6,093,040	5,865	53,932,358	100.00	21,827	151,940,153	100.00	16	61,561	152	1,028,237	100.00

※平成24年10月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

金額別保証状況 (平成30年3月分)

(単位:千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1000 以下	68	56,810	565	504,568	0.94	2,195	1,069,940	0.70
1000 超 2000 以下	66	122,430	705	1,264,585	2.34	2,461	2,564,230	1.69
2000 超 3000 以下	94	272,200	841	2,425,926	4.50	2,745	4,726,835	3.11
3000 超 5000 以下	196	939,200	1,766	8,379,890	15.54	5,740	16,795,899	11.05
5000 超 10000 以下	99	877,900	850	7,379,909	13.68	3,328	18,152,761	11.95
10000 超 15000 以下	32	436,000	258	3,511,180	6.51	1,165	10,032,925	6.60
15000 超 20000 以下	24	469,500	239	4,588,062	8.51	1,095	13,188,290	8.68
20000 超 30000 以下	31	846,000	321	8,961,300	16.62	1,448	25,036,654	16.48
30000 超 50000 以下	26	1,229,000	234	10,290,338	19.08	1,068	30,933,806	20.36
50000 超 60000 以下	5	285,000	26	1,512,000	2.80	172	6,365,375	4.19
60000 超 70000 以下	1	64,000	15	1,000,000	1.85	109	4,949,951	3.26
70000 超 80000 以下	5	395,000	34	2,685,600	4.98	209	10,290,205	6.77
80000 超 100000 以下	1	100,000	5	485,000	0.90	39	2,240,446	1.47
100000 超 120000 以下	0	0	1	104,000	0.19	15	1,187,453	0.78
120000 超 150000 以下	0	0	2	300,000	0.56	12	1,012,511	0.67
150000 超 200000 以下	0	0	3	540,000	1.00	26	3,392,873	2.23
200000 超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
合 計	648	6,093,040	5,865	53,932,358	100.00	21,827	151,940,153	100.00

期間別保証状況 (平成30年3月分)

(単位:千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3 力月以下	9	47,500	44	546,900	1.01	14	78,900	0.05
3 力月超 6 力月以下	8	95,500	89	1,179,400	2.19	51	720,887	0.47
6 力月超 1 力年以下	23	305,000	154	2,370,116	4.39	159	2,479,887	1.63
1 力年超 2 力年以下	22	163,900	168	1,344,650	2.49	337	2,382,555	1.57
2 力年超 3 力年以下	36	84,470	341	976,830	1.81	1,130	2,031,398	1.34
3 力年超 4 力年以下	18	126,950	141	689,878	1.28	472	1,964,333	1.29
4 力年超 5 力年以下	334	1,694,060	3,285	16,380,870	30.37	12,309	40,653,638	26.76
5 力年超 7 力年以下	118	1,778,160	934	13,616,289	25.25	3,804	38,695,765	25.47
7 力年超 10 力年以下	76	1,684,500	661	15,465,897	28.68	3,262	55,214,341	36.34
10 力年超	4	113,000	48	1,361,528	2.52	289	7,718,448	5.08
合 計	648	6,093,040	5,865	53,932,358	100.00	21,827	151,940,153	100.00

使途別保証状況 (平成30年3月分)

(単位:千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	540	5,439,560	5,008	49,187,858	91.20	18,873	136,223,603	89.66
設 備 資 金	56	291,880	446	2,213,290	4.10	1,879	10,202,649	6.71
運 転 設 備 資 金	52	361,600	411	2,531,210	4.69	1,075	5,513,901	3.63
合 計	648	6,093,040	5,865	53,932,358	100.00	21,827	151,940,153	100.00

市町制度保証状況

市町制度保証状況 (平成 30 年 3 月分)

(単位：千円)

振興資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市	四国中央	11	35,700	162	529,950	506	1,053,964
	新居浜	15	48,100	180	637,640	448	981,743
	西条	24	95,800	242	923,080	781	1,791,932
	今治	46	182,100	401	1,383,700	1,092	2,429,547
	松山	96	326,150	1,006	3,279,358	3,631	6,888,622
	東温	3	7,000	31	89,700	128	221,379
	伊予	0	0	9	36,700	26	56,469
	大洲	12	47,000	69	222,950	227	451,292
	八幡浜	6	24,000	58	190,550	142	270,681
	西予	9	22,500	55	213,300	171	382,769
宇和島	29	77,490	225	733,940	817	1,615,347	
	小 計	251	865,840	2,438	8,240,868	7,969	16,143,746
町	久万高原	1	1,000	8	18,000	12	23,564
	内子	3	6,000	7	21,000	28	57,720
	伊方	0	0	1	2,400	4	11,599
	鬼北	0	0	0	0	0	0
	松野	0	0	7	19,260	7	17,427
	愛南	2	6,000	11	29,500	21	38,105
	小 計	6	13,000	34	90,160	72	148,415
合 計		257	878,840	2,472	8,331,028	8,041	16,292,161

季節資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松山	1	3,000	1	3,000	1	3,000	
新居浜	0	0	0	0	0	0	
合 計		1	3,000	1	3,000	1	3,000

設備近代化資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松山	9	30,500	89	274,160	310	667,110	
(うち公害)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
今治	8	49,160	46	189,530	98	326,627	
合 計		17	79,660	135	463,690	408	993,737

小口資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
今治	0	0	0	0	1	50	
合 計		0	0	0	0	50	

振興資金(緊急)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
四国中央	6	49,000	52	310,600	152	713,881	
新居浜	4	40,000	32	265,500	103	515,728	
今治	10	97,000	122	1,056,000	321	1,900,357	
松山	0	0	0	0	53	184,432	
八幡浜	3	20,000	33	212,300	65	299,581	
西予	5	38,000	15	118,500	53	307,571	
合 計		28	244,000	254	1,962,900	747	3,921,550

振興資金(経営安定化)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松山	3	18,000	25	148,000	228	507,131	
今治	4	26,000	19	107,500	73	205,556	
合 計		7	44,000	44	255,500	301	712,687

平成30年3月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

保証債務残高

Best
10

前月 順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	488	5,019,899
2 →	2	伊予銀行	本店営業部	221	3,862,540
3 →	3	伊予銀行	今治支店	316	3,819,887
4 →	4	伊予銀行	西条支店	381	3,490,375
5 →	5	伊予銀行	新居浜支店	323	3,161,019
6 →	6	伊予銀行	宇和島支店	292	3,070,459
8 ↗	7	伊予銀行	八幡浜支店	181	2,217,285
7 ↘	8	伊予銀行	本町支店	252	2,015,076
9 →	9	伊予銀行	空港通支店	229	1,950,837
13 ↗	10	伊予銀行	大洲支店	169	1,837,047

保証承諾

Best
10
(当月中)

前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月中)	
				件数	金額(千円)
190 ↗	1	伊予銀行	一万支店	8	215,000
16 ↗	2	愛媛銀行	八幡浜支店	8	185,000
7 ↗	3	伊予銀行	今治支店	15	184,500
164 ↗	4	愛媛銀行	新居浜東支店	8	179,000
59 ↗	5	伊予銀行	中浜支店	9	169,000
2 ↘	6	伊予銀行	本店営業部	5	165,000
9 ↗	7	伊予銀行	宇和島支店	10	162,000
10 ↗	8	愛媛銀行	本店営業部	11	143,500
13 ↗	9	伊予銀行	大洲支店	5	140,000
106 ↗	10	伊予銀行	八幡浜支店	4	124,000

保証承諾

Best
10
(当月末)

前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月末)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	120	2,355,050
2 →	2	伊予銀行	本店営業部	55	1,469,400
3 →	3	伊予銀行	今治支店	71	1,024,762
6 ↗	4	愛媛銀行	新居浜支店	82	856,200
4 ↘	5	伊予銀行	松前支店	48	852,550
7 ↗	6	伊予銀行	宇和島支店	62	848,944
5 ↘	7	伊予銀行	西条支店	84	817,500
10 ↗	8	伊予銀行	中浜支店	61	797,400
8 ↘	9	伊予銀行	川之江支店	34	747,800
9 ↘	10	伊予銀行	新居浜支店	48	682,400

金融機関店舗別保証状況

平成 30 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
みずほ 松 山	0	0	-----	0	0	-----	6	13,565	41.06	0	0	0.00
今 治	0	0	0.00	1	2,000	1.25	15	311,138	66.12	0	0	0.00
高 松	0	0	0.00	0	0	0.00	1	109,000	65.04	0	0	0.00
難 波	0	0	-----	0	0	0.00	1	22,503	84.01	0	0	0.00
計	0	0	0.00	1	2,000	0.65	23	456,206	65.36	0	0	0.00
りそな 天 六	0	0	-----	0	0	-----	1	10,016	50.05	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	1	10,016	50.05	0	0	0.00
三井住友 新 居 浜	0	0	-----	1	8,000	-----	6	39,393	73.47	0	0	0.00
松 山	0	0	-----	0	0	-----	2	2,583	63.45	0	0	0.00
計	0	0	-----	1	8,000	-----	8	41,976	72.77	0	0	0.00
三菱東京 高 松 中 央	0	0	-----	0	0	0.00	5	74,998	73.05	1	1,906	2.18
高 松	0	0	-----	1	30,000	42.86	10	105,818	77.36	0	0	0.00
大 阪 西	0	0	-----	0	0	-----	1	3,480	60.01	0	0	0.00
福 山	0	0	-----	0	0	0.00	1	7,842	79.74	0	0	0.00
計	0	0	-----	1	30,000	25.00	17	192,138	75.32	1	1,906	0.86
伊予 本 店	5	165,000	970.59	55	1,469,400	164.45	221	3,862,540	91.56	0	0	0.00
本 町	3	40,500	19.78	39	246,650	40.18	252	2,015,076	72.39	0	0	0.00
城 北	0	0	-----	0	0	-----	2	4,382	73.16	0	0	0.00
松山駅前	0	0	0.00	29	458,700	91.78	142	1,252,508	88.96	1	5,192	0.42
湊 町	3	17,000	13.41	35	542,992	71.15	149	1,548,445	93.04	3	15,708	0.98
小 栗	1	20,000	43.01	12	106,000	42.57	70	390,734	80.34	3	35,970	8.00
立 花	1	30,000	71.43	13	133,000	116.67	43	229,242	96.88	0	0	0.00
新 立	1	2,500	-----	6	140,500	100.72	36	271,533	98.38	0	0	0.00
大 街 道	1	10,000	14.60	33	166,180	66.89	123	721,105	92.75	0	0	0.00
一 万	8	215,000	593.92	31	470,600	169.16	106	1,011,758	114.64	0	0	0.00
道 後	5	64,000	29.91	33	539,400	93.08	164	1,821,146	92.85	0	0	0.00
東 野	0	0	0.00	18	97,300	136.27	51	207,383	99.16	0	0	0.00
三 津 浜	6	120,000	59.46	48	617,800	63.77	169	1,772,188	95.25	8	58,646	3.33
水産市場	0	0	0.00	1	27,000	57.45	6	67,437	81.70	0	0	0.00
松 山 北	4	34,000	52.31	31	281,800	52.25	195	1,691,593	78.16	0	0	0.00
中央市場	0	0	-----	5	58,000	37.79	35	288,653	79.83	0	0	0.00
空 港 通	3	38,000	17.43	41	518,100	56.55	229	1,950,837	91.48	0	0	0.00
余 戸	6	67,000	100.00	37	467,875	139.46	130	1,099,046	99.38	0	0	0.00
味 生	3	13,000	371.43	15	153,800	83.68	52	333,191	84.43	0	0	0.00
石 井	1	5,000	26.32	13	163,500	67.84	67	777,334	88.44	0	0	0.00
榑	5	42,000	420.00	23	185,000	48.09	97	670,593	91.40	1	1,281	0.19
久 米	1	5,000	12.82	19	167,500	60.21	108	640,547	89.30	1	1,078	0.17
福 音 寺	3	30,000	138.89	30	383,500	138.35	90	866,394	102.25	1	3,185	0.38
小 野	0	0	0.00	9	58,000	22.88	38	246,379	48.79	0	0	0.00
堀 江	2	8,000	-----	9	44,500	131.27	56	305,412	85.87	0	0	0.00
和 気	0	0	0.00	12	73,500	59.76	56	276,321	91.96	0	0	0.00
森 松	1	2,000	7.69	29	247,000	114.46	128	629,825	90.33	2	12,596	1.87
中 島	1	5,000	28.90	7	35,000	52.63	25	152,529	112.57	0	0	0.00
北 条	5	21,000	42.86	36	390,000	104.31	152	924,695	93.69	4	64,904	7.02
横 河 原	3	60,000	600.00	12	149,000	72.75	72	537,437	95.60	0	0	0.00
川 内	1	5,500	-----	6	145,700	69.38	56	738,734	91.30	1	22,178	2.84
砥 部	2	18,000	16.98	16	209,000	63.16	78	599,804	98.41	1	1,084	0.18
松 前	3	40,450	-----	48	852,550	94.72	133	1,807,301	103.13	0	0	0.00
郡 中	1	30,000	-----	38	623,650	116.35	137	1,342,000	102.19	0	0	0.00
上 灘	0	0	-----	2	16,500	21.47	17	123,019	90.54	0	0	0.00
中 山	0	0	-----	6	45,600	54.29	14	132,380	104.54	0	0	0.00
久 万	1	5,000	-----	10	93,000	62.42	46	457,515	91.76	1	208	0.04

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 30 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 今 治	15	184,500	49.07	71	1,024,762	53.58	316	3,819,887	80.42	7	146,185	3.51
中 浜	9	169,000	261.21	61	797,400	117.32	157	1,610,421	102.87	3	22,368	1.49
日 吉	1	4,000	22.22	38	506,528	132.95	167	1,356,770	87.60	2	83,979	5.72
今 治 南	3	35,000	-----	16	158,500	89.30	62	531,054	97.26	0	0	0.00
波 止 浜	0	0	-----	24	235,800	116.85	79	618,757	99.12	0	0	0.00
鳥 生	3	16,000	18.89	31	232,600	49.12	89	719,209	93.23	1	1,619	0.22
桜 井	2	25,000	61.73	17	186,300	178.28	61	383,356	99.25	0	0	0.00
菊 間	1	2,000	9.52	17	114,500	58.27	52	402,047	93.56	0	0	0.00
大 島	0	0	0.00	23	335,500	96.16	91	812,372	92.96	0	0	0.00
伯 方	1	5,000	-----	16	171,500	102.82	55	490,581	85.04	0	0	0.00
宮 浦	1	9,000	28.13	9	68,000	64.15	30	251,624	90.74	0	0	0.00
新 居 浜	5	39,200	87.11	48	682,400	76.07	323	3,161,019	73.59	2	27,387	0.75
角 野	3	36,600	45.19	37	538,100	89.49	154	1,656,023	94.57	1	5,323	0.31
新居浜東	0	0	-----	18	116,140	91.09	91	526,966	83.78	0	0	0.00
中 菟	2	30,000	48.39	19	190,200	67.49	83	837,603	100.40	0	0	0.00
土 居	2	13,000	333.33	25	244,200	96.94	95	654,066	94.58	1	13,344	2.07
三 島	4	102,000	120.43	27	253,600	36.84	178	1,634,616	90.52	0	0	0.00
川 之 江	4	72,200	555.38	34	747,800	179.41	154	1,826,625	85.41	3	33,445	1.68
金 生	0	0	-----	0	0	-----	1	916	-----	0	0	0.00
西 条	8	54,000	31.12	84	817,500	59.86	381	3,490,375	87.96	2	3,831	0.11
三 芳	1	50,000	90.91	8	124,700	54.57	64	593,140	81.96	0	0	0.00
壬 生 川	2	5,300	9.46	33	257,100	51.32	124	1,100,133	91.11	1	1,943	0.17
丹 原	0	0	0.00	7	56,240	47.26	23	196,183	110.13	1	2,254	1.31
小 松	1	35,000	152.17	11	229,500	150.29	69	693,913	115.02	0	0	0.00
八 幡 浜	4	124,000	815.79	49	560,000	53.71	181	2,217,285	84.39	2	14,650	0.62
大洲本町	3	16,000	320.00	14	184,550	444.70	47	291,387	107.19	0	0	0.00
大 洲	5	140,000	1,750.00	39	619,700	125.19	169	1,837,047	88.64	1	1,186	0.06
長 浜	1	5,000	45.45	10	64,700	50.94	44	562,317	80.51	0	0	0.00
五 十 崎	1	15,000	-----	11	188,400	194.23	32	363,328	93.66	0	0	0.00
内 子	1	30,000	41.67	15	278,100	172.73	63	656,876	110.28	0	0	0.00
川 之 石	1	15,000	-----	9	64,000	143.82	21	121,077	126.62	0	0	0.00
伊 方	0	0	-----	3	13,500	337.50	11	36,095	60.93	0	0	0.00
三 机	0	0	-----	1	5,000	-----	1	5,000	100.00	0	0	0.00
三 崎	1	1,200	-----	2	3,600	24.00	18	98,513	73.77	0	0	0.00
三 瓶	1	5,000	-----	9	113,500	110.95	29	214,667	89.34	0	0	0.00
宇 和 島	10	162,000	70.90	62	848,944	74.52	292	3,070,459	85.68	1	286	0.01
追 手	0	0	-----	0	0	-----	1	218	51.66	0	0	0.00
卯 之 町	0	0	0.00	17	150,800	69.59	82	609,452	97.57	0	0	0.00
野 村	4	37,000	142.31	20	141,800	65.95	74	490,184	96.64	0	0	0.00
高 山	0	0	-----	2	6,900	19.71	11	116,611	92.05	0	0	0.00
吉 田	0	0	-----	10	121,500	243.24	38	230,565	92.60	2	20,442	8.49
近 永	2	19,300	29.69	13	145,300	76.47	49	478,366	98.48	0	0	0.00
松 丸	0	0	-----	8	69,260	169.34	15	80,294	128.28	0	0	0.00
岩 松	0	0	0.00	10	91,900	67.33	42	224,437	86.45	0	0	0.00
愛 南	2	5,000	3.13	18	159,000	48.18	81	714,641	87.42	1	1,319	0.18
富 田	1	10,000	-----	19	108,700	47.36	63	385,955	95.83	0	0	0.00
古 川	0	0	0.00	27	181,400	84.57	101	508,676	98.62	0	0	0.00
牛 渕	1	3,000	-----	6	24,000	34.53	55	221,789	81.54	0	0	0.00
原 町	1	46,000	2,300.00	10	122,500	110.36	42	269,574	82.83	0	0	0.00
日 高	0	0	-----	1	10,000	55.56	5	25,369	59.79	0	0	0.00
船 木	0	0	-----	0	0	-----	1	416	-----	0	0	0.00
丸 亀	0	0	-----	0	0	-----	1	12,028	60.08	0	0	0.00
三 津 東	0	0	-----	1	3,000	200.00	4	7,445	107.82	0	0	0.00
桑 原	0	0	0.00	9	77,833	38.15	42	345,603	83.45	0	0	0.00
大 西	1	10,000	142.86	4	38,300	27.65	41	238,349	70.73	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	-----	1	3,760	-----	0	0	0.00
計	188	2,643,250	67.78	1,880	22,862,654	80.32	8,101	73,572,446	89.30	58	601,591	0.79

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 30 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
四国 松 山	0	0	0.00	11	95,500	70.74	61	479,157	94.81	0	0	0.00
松 山 南	0	0	-----	3	14,000	8.14	21	157,175	68.10	0	0	0.00
今 治	1	5,000	100.00	4	49,300	91.87	22	266,958	55.44	0	0	0.00
八 幡 浜	2	37,000	105.71	9	107,600	52.11	30	344,897	98.25	0	0	0.00
宇 和 島	0	0	-----	5	26,000	16.15	41	257,791	77.94	2	4,361	1.49
御 荘	0	0	-----	0	0	-----	2	1,485	46.05	0	0	0.00
四国中央	0	0	-----	2	50,000	-----	8	55,689	133.40	0	0	0.00
計	3	42,000	105.00	34	342,400	42.76	185	1,563,152	75.38	2	4,361	0.24
百十四 松 山	4	15,500	43.66	17	135,000	23.40	100	1,136,094	91.10	0	0	0.00
新 居 浜	4	81,000	360.00	23	234,500	201.29	60	604,288	109.69	0	0	0.00
三 島	5	15,000	100.00	18	112,500	44.15	41	347,814	103.25	0	0	0.00
今 治	1	1,000	6.25	26	280,500	75.81	63	584,801	91.92	0	0	0.00
西 条	1	5,000	111.11	28	160,340	330.60	78	309,173	107.54	0	0	0.00
計	15	117,500	125.67	112	922,840	67.52	342	2,982,170	97.50	0	0	0.00
阿波 松 山	0	0	0.00	8	69,400	54.43	47	425,622	85.11	0	0	0.00
池 田	0	0	-----	0	0	-----	1	2,564	37.18	0	0	0.00
藍 住	0	0	-----	1	15,000	-----	2	32,788	127.18	0	0	0.00
鳴 門	0	0	-----	0	0	0.00	1	33,570	78.59	0	0	0.00
計	0	0	0.00	9	84,400	48.93	51	494,544	85.93	0	0	0.00
広島 松 山	2	63,000	1,400.00	26	401,500	78.42	136	1,350,942	91.80	1	13,841	0.99
今 治	2	5,000	166.67	30	262,900	66.68	134	798,789	74.07	0	0	0.00
伊予西条	3	13,600	1,360.00	22	196,700	148.23	85	424,766	81.79	0	0	0.00
新 居 浜	1	3,000	-----	8	87,300	151.83	58	569,965	66.15	0	0	0.00
三 島	0	0	0.00	19	173,200	59.56	104	571,016	81.82	0	0	0.00
川 之 江	0	0	-----	0	0	0.00	24	86,243	30.94	0	0	0.00
因 島	0	0	-----	3	163,000	183.15	3	160,483	107.11	0	0	0.00
木 江	0	0	-----	0	0	-----	1	3,487	63.50	0	0	0.00
計	8	84,600	307.64	108	1,284,600	84.47	545	3,965,690	78.33	1	13,841	0.31
中国 川 之 江	0	0	-----	2	11,000	-----	13	125,904	54.58	0	0	0.00
丸 亀	0	0	-----	0	0	-----	1	4,000	31.63	0	0	0.00
計	0	0	-----	2	11,000	-----	14	129,904	53.39	0	0	0.00
山口 松 山	3	32,000	128.00	10	177,000	120.12	43	649,722	88.29	0	0	0.00
今 治	0	0	-----	0	0	-----	2	9,941	14.81	0	0	0.00
尾 道	0	0	-----	0	0	-----	1	4,656	71.71	0	0	0.00
計	3	32,000	128.00	10	177,000	120.12	46	664,319	82.07	0	0	0.00
西日本 広 島	0	0	-----	0	0	-----	2	8,505	96.73	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	2	8,505	96.73	0	0	0.00
愛媛 本 店	11	143,500	26.77	120	2,355,050	87.03	488	5,019,899	82.28	1	5,270	0.10
中央市場	0	0	-----	6	155,000	775.00	9	147,344	304.62	0	0	0.00
水産市場	0	0	0.00	1	5,000	27.78	10	51,759	71.59	0	0	0.00
末 広 町	4	8,700	124.29	48	234,650	66.25	154	740,631	89.00	3	19,769	2.58
大 街 道	7	24,500	72.06	85	648,100	88.02	238	1,456,278	113.52	4	4,386	0.32
道 後	2	13,000	38.01	28	245,600	140.10	110	842,775	94.23	2	16,210	1.98
本 町	6	33,000	235.71	35	275,900	77.00	145	802,943	97.41	2	15,172	1.91
三 津 浜	7	64,000	277.06	42	339,800	73.06	134	738,741	83.31	3	2,830	0.35
立 花	5	41,500	144.10	39	294,700	60.04	125	707,328	90.89	0	0	0.00
久 米	5	31,500	34.05	49	405,500	61.03	147	1,010,450	87.85	1	848	0.08
余 戸	4	22,000	21.36	38	377,150	51.50	118	952,678	89.41	0	0	0.00
鴨 川	8	61,700	86.90	40	281,400	115.33	141	785,069	86.20	1	1,772	0.22
中 央 通	6	79,000	585.19	40	471,500	143.84	93	708,208	118.96	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 30 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 古 川	6	19,700	33.39	26	217,300	40.43	139	649,359	80.99	0	0	0.00
桑 原	3	18,400	368.00	17	143,000	112.69	73	268,598	90.00	1	108	0.04
森 松	8	32,100	10.94	41	319,300	26.93	198	1,486,048	82.90	1	712	0.04
空 港 通	3	22,000	30.77	33	216,500	76.96	139	619,478	90.04	3	20,863	3.31
石 井	3	18,000	66.67	42	394,900	60.87	169	1,264,187	93.60	1	4,622	0.36
雄 郡	4	8,700	-----	16	153,200	73.67	78	475,231	91.64	1	2,386	0.48
重 信	3	5,000	80.65	25	154,280	70.90	99	372,079	91.90	0	0	0.00
郡 中	2	4,000	15.38	19	201,500	43.06	91	624,273	88.27	0	0	0.00
久 万	2	1,500	28.30	8	35,500	121.16	32	105,299	87.57	0	0	0.00
北 条	6	22,000	110.00	39	336,300	137.91	113	575,670	95.07	3	57,151	10.12
川 之 江	2	31,000	200.00	15	96,500	31.27	89	561,787	72.08	0	0	0.00
三 島	3	105,500	2,344.44	21	259,500	139.22	98	536,048	112.27	0	0	0.00
新 居 浜	10	124,000	1,000.00	82	856,200	200.75	182	1,585,923	108.28	0	0	0.00
新居浜東	8	179,000	172.12	36	448,070	214.39	93	602,528	104.62	2	9,029	1.55
泉 川	4	17,300	-----	28	231,440	90.94	84	388,860	83.30	1	1,144	0.27
西 条	14	66,800	45.23	84	631,490	73.75	243	1,556,724	95.28	3	7,649	0.48
氷 見	1	5,000	76.92	12	45,500	57.96	52	156,929	94.42	0	0	0.00
壬 生 川	1	5,000	38.46	26	162,500	49.95	72	375,063	98.02	0	0	0.00
丹 原	3	8,910	37.91	19	90,910	67.34	79	311,760	96.45	1	2,754	0.88
今 治	13	122,000	6,777.78	83	518,700	97.24	250	1,583,928	89.57	0	0	0.00
旭 町	5	25,000	142.86	47	429,200	91.42	149	694,728	88.60	1	9,029	1.24
波 止 浜	5	21,500	358.33	41	276,140	134.05	107	622,194	87.55	0	0	0.00
伯 方	1	5,000	6.85	20	135,000	73.57	78	469,160	83.39	0	0	0.00
弓 削	0	0	0.00	2	35,000	107.69	29	135,504	68.01	0	0	0.00
菊 間	3	16,700	1,113.33	9	33,300	197.51	24	46,069	84.43	0	0	0.00
吉 海	0	0	0.00	15	94,800	172.36	40	148,346	102.51	0	0	0.00
長 浜	1	3,000	58.82	15	174,500	288.43	46	254,370	132.28	1	7,371	3.67
内 子	4	8,000	9.76	12	41,500	15.82	72	567,584	85.61	0	0	0.00
大 洲	7	40,000	202.02	32	188,450	79.50	142	632,928	94.34	2	2,756	0.44
八 幡 浜	8	185,000	2,312.50	55	587,000	251.39	122	896,085	101.31	1	528	0.06
三 瓶	0	0	0.00	13	166,000	72.81	35	360,768	96.32	0	0	0.00
川 之 石	2	13,000	866.67	8	46,700	39.41	32	143,013	78.26	0	0	0.00
野 村	2	15,000	50.00	10	116,500	190.98	34	215,156	106.85	1	3,216	1.57
卯 之 町	4	23,000	90.20	37	322,500	74.64	101	770,815	105.72	0	0	0.00
宇 和 島	10	76,500	162.77	39	606,100	81.36	178	1,571,509	95.34	3	24,171	1.53
近 永	1	80,000	1,000.00	21	297,400	108.88	63	591,588	111.82	0	0	0.00
吉 田	2	11,000	13.92	14	91,000	57.81	55	211,809	94.31	0	0	0.00
岩 松	1	5,000	41.67	15	76,200	127.00	44	122,939	133.16	0	0	0.00
城 辺	7	42,000	262.50	27	160,600	152.37	69	321,389	121.48	0	0	0.00
宇和島南	1	10,000	66.67	13	101,500	134.14	63	212,320	89.82	0	0	0.00
見 奈 良	1	1,000	16.67	16	144,200	117.24	58	293,174	89.03	0	0	0.00
今 治 東	2	16,000	177.78	24	119,100	221.38	76	293,375	114.16	0	0	0.00
湯 築	3	1,750	17.50	3	1,750	4.73	23	50,357	51.63	0	0	0.00
松山駅前	1	10,000	222.22	17	75,130	57.88	62	191,157	101.38	0	0	0.00
味 生	0	0	0.00	16	123,100	172.41	55	187,369	122.83	1	552	0.35
松 末	3	14,100	18.80	26	139,500	70.51	78	376,555	97.52	1	2,126	0.57
中 萩	8	67,000	209.38	28	178,500	144.42	86	322,526	134.50	0	0	0.00
日 高	4	19,100	238.75	13	53,300	42.03	85	339,241	87.17	1	1,563	0.44
三津浜東	0	0	-----	5	7,650	66.52	26	42,105	70.81	0	0	0.00
金 生	4	37,000	147.00	31	191,100	109.38	81	353,046	124.64	0	0	0.00
中 之 庄	0	0	0.00	10	77,800	69.90	45	184,104	79.94	0	0	0.00
飯 岡	1	7,000	10.00	16	108,640	68.67	39	160,904	107.78	0	0	0.00
川 内	1	10,000	1,000.00	24	218,200	98.22	72	414,008	106.55	0	0	0.00
桜 井	3	22,000	628.57	18	115,800	219.73	59	211,122	102.29	0	0	0.00
松 前	4	74,000	49.33	23	214,700	61.87	79	550,554	74.68	0	0	0.00
姫 原	2	5,500	183.33	5	8,230	23.92	19	37,655	86.80	0	0	0.00
東 京	0	0	-----	0	0	-----	1	450	20.00	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 30 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 土 居	0	0	0.00	18	93,000	80.52	54	255,192	71.75	0	0	0.00
砥 部	1	10,000	200.00	20	180,300	99.28	63	437,616	98.61	3	7,695	1.77
来 住	0	0	0.00	31	176,400	82.82	97	488,234	96.76	0	0	0.00
大 阪	0	0	-----	0	0	0.00	1	22,482	83.96	0	0	0.00
と き わ	0	0	-----	1	2,500	-----	1	2,500	-----	0	0	0.00
計	266	2,212,460	81.90	2,033	17,810,230	84.48	6,928	42,265,876	92.71	49	231,680	0.54
高知 松 山	1	3,000	10.00	7	87,000	35.26	27	311,034	88.59	3	12,734	3.98
今 治	0	0	-----	5	23,000	32.17	25	114,824	70.97	0	0	0.00
新 居 浜	0	0	0.00	3	21,000	25.15	46	229,422	80.52	0	0	0.00
八 幡 浜	0	0	0.00	7	109,500	284.42	16	161,666	104.45	0	0	0.00
宇 和 島	0	0	0.00	4	13,000	12.32	36	140,781	69.64	0	0	0.00
城 辺	1	30,000	-----	6	51,500	47.91	29	141,148	99.35	1	523	0.43
計	2	33,000	35.87	32	305,000	46.69	179	1,098,875	84.73	4	13,257	1.14
徳島 松 山	1	23,000	-----	3	26,750	21.57	22	207,867	80.34	1	11,764	5.44
今 治	16	124,000	56.49	44	355,500	73.62	105	734,264	106.97	0	0	0.00
池 田	0	0	-----	1	7,400	-----	1	6,904	-----	0	0	0.00
計	17	147,000	66.97	48	389,650	64.20	128	949,035	100.41	1	11,764	1.33
香川 松 山	0	0	0.00	17	298,500	212.30	74	740,917	98.81	0	0	0.00
松 山 西	1	3,000	50.00	8	130,600	92.62	37	392,853	83.57	0	0	0.00
今 治	3	8,000	266.67	44	375,000	195.82	111	798,983	99.56	0	0	0.00
西 条	1	3,000	10.00	18	110,500	101.10	60	390,254	88.21	0	0	0.00
新 居 浜	3	6,000	200.00	26	189,500	403.19	75	684,075	95.62	1	2,894	0.41
三 島	0	0	-----	16	115,000	83.15	56	333,668	95.35	0	0	0.00
川 之 江	0	0	0.00	14	124,000	104.20	67	669,317	87.36	0	0	0.00
大 洲	2	6,500	9.56	17	195,500	176.60	38	248,214	113.62	0	0	0.00
八 幡 浜	0	0	-----	9	41,000	59.85	29	109,536	81.33	0	0	0.00
宇 和 島	2	10,000	-----	29	262,000	148.02	70	435,231	104.14	1	1,282	0.29
岩 松	1	3,000	-----	3	8,000	9.88	15	104,909	70.29	0	0	0.00
計	13	39,500	27.43	201	1,849,600	139.71	632	4,907,957	94.08	2	4,176	0.08
もみじ 福 山 東	0	0	-----	1	2,000	-----	1	1,880	-----	0	0	0.00
因 島 田 熊	0	0	-----	0	0	-----	1	34	6.32	0	0	0.00
因 島	0	0	-----	1	10,000	200.00	1	1,620	21.72	0	0	0.00
計	0	0	-----	2	12,000	240.00	3	3,534	44.19	0	0	0.00
愛媛信用 本 店	3	29,000	161.11	43	243,892	148.71	146	538,341	88.92	2	1,948	0.35
城 東	1	5,000	55.56	23	81,600	121.79	58	194,681	109.31	0	0	0.00
松山本町	0	0	-----	25	163,400	180.93	74	284,267	97.45	0	0	0.00
道 後	2	14,500	966.67	13	67,300	92.83	62	217,972	92.17	0	0	0.00
東 環 本	3	8,000	200.00	19	89,140	209.74	78	299,845	96.23	0	0	0.00
久 米	3	5,000	19.23	51	394,100	96.26	125	688,094	110.63	2	3,614	0.55
潮 見	0	0	0.00	18	114,000	88.33	66	349,421	96.22	1	467	0.13
余 戸	2	4,000	100.00	26	135,690	163.48	45	242,323	110.47	0	0	0.00
湊 町	0	0	-----	0	0	-----	1	118	29.42	0	0	0.00
中 央 通	2	7,000	-----	10	45,390	92.07	38	130,819	93.61	0	0	0.00
石 井	3	17,000	103.03	33	222,750	166.11	129	659,504	93.87	1	1,051	0.15
平 井	1	15,000	750.00	42	159,170	282.22	83	294,603	112.40	0	0	0.00
齊 院	1	7,500	750.00	13	59,500	57.49	45	162,418	103.67	0	0	0.00
土 居 田	2	4,400	110.00	14	40,000	38.31	64	162,657	92.61	1	6,591	3.91
立 花	1	4,000	266.67	10	96,840	99.82	47	217,766	87.81	0	0	0.00
砥 部	3	26,500	265.00	40	274,010	188.97	90	395,261	134.02	0	0	0.00
横 河 原	0	0	-----	12	48,000	104.69	40	113,588	107.44	0	0	0.00
久 万	0	0	0.00	8	117,000	806.90	18	111,665	89.70	0	0	0.00
今 治	2	9,160	61.27	66	617,976	114.93	211	1,213,257	100.89	1	1,236	0.10

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 30 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛信用 本 町	0	0	-----	0	0	-----	1	106	44.54	0	0	0.00
常 盤 町	2	10,000	80.65	19	113,100	63.83	91	302,667	90.96	2	19,286	6.24
鳥 生	3	40,000	444.44	24	220,500	110.47	67	406,358	111.22	0	0	0.00
波 止 浜	0	0	-----	19	79,500	31.20	72	519,061	82.43	0	0	0.00
喜 田 村	2	17,000	-----	37	207,000	141.68	104	390,250	109.91	1	2,029	0.55
壬 生 川	0	0	-----	18	106,550	137.57	88	317,996	89.13	0	0	0.00
丹 原	0	0	0.00	3	21,500	37.07	28	108,932	86.69	1	2,705	2.28
菊 間	0	0	-----	9	37,230	225.64	25	60,958	117.63	0	0	0.00
大 西	0	0	-----	19	79,400	105.59	59	215,703	101.00	0	0	0.00
八 幡 浜	3	12,000	600.00	21	213,150	165.23	92	511,403	100.30	2	9,993	2.10
江 戸 岡	0	0	-----	1	2,500	11.36	6	9,675	76.71	0	0	0.00
大 洲	4	10,760	65.21	10	27,760	37.26	41	210,888	86.27	1	830	0.37
野 村	0	0	0.00	6	31,900	44.00	22	99,345	105.09	0	0	0.00
宮 西	0	0	0.00	10	74,000	167.42	40	125,821	114.00	0	0	0.00
今治立花	1	8,000	200.00	21	96,000	103.78	54	160,638	111.16	1	1,047	0.69
朝 生 田	3	19,000	358.49	16	73,000	66.36	49	172,369	99.80	0	0	0.00
川 内	1	2,000	-----	11	70,300	59.66	35	210,058	120.53	0	0	0.00
とべ中央	2	8,250	42.31	25	166,570	70.36	98	362,738	99.75	1	12,112	3.38
垣 生	3	38,000	3,800.00	12	106,076	52.59	73	353,136	94.13	0	0	0.00
雄 郡	4	11,000	220.00	22	100,800	102.32	86	266,521	95.39	0	0	0.00
和 泉	3	9,500	101.06	31	107,100	77.33	104	298,358	108.27	0	0	0.00
港 南	1	30,000	6,000.00	6	80,500	83.99	12	91,679	102.72	0	0	0.00
郡 中	4	18,600	372.00	34	111,050	173.52	99	256,821	102.38	0	0	0.00
松 前	0	0	-----	2	7,000	16.87	28	106,583	83.40	0	0	0.00
北 条	3	6,500	130.00	17	57,300	66.24	44	109,345	87.59	0	0	0.00
溝 辺	1	3,000	-----	16	81,300	52.66	68	241,510	90.46	2	774	0.31
三 津 浜	1	8,500	36.32	31	151,630	107.77	86	258,088	103.31	1	6,287	2.50
味 生	0	0	0.00	13	57,600	56.75	36	94,106	66.60	3	55,403	42.00
西 条	1	12,000	240.00	18	88,750	70.44	101	449,577	87.42	2	1,673	0.35
新 居 浜	4	14,000	96.55	45	234,300	117.65	122	450,395	109.06	0	0	0.00
き し	4	18,870	73.71	34	158,620	130.44	96	298,985	90.22	0	0	0.00
中 菽	2	7,500	68.18	24	87,500	93.68	65	192,864	93.26	0	0	0.00
三 島	2	33,000	-----	14	123,500	254.64	27	159,500	141.73	0	0	0.00
川 之 江	0	0	-----	11	41,900	62.54	31	84,969	97.96	0	0	0.00
計	83	493,540	151.14	1,065	6,184,644	102.59	3,470	14,174,002	98.81	25	127,047	0.90
川之江 本 店	3	21,000	105.00	14	106,000	189.29	36	185,492	112.37	1	5,576	3.22
上 分 店	1	10,000	100.00	9	64,500	46.57	32	189,260	108.08	0	0	0.00
三 島	0	0	-----	3	6,000	18.18	17	49,360	75.38	0	0	0.00
南	0	0	-----	10	41,500	35.17	29	188,333	78.58	0	0	0.00
東	0	0	0.00	7	37,000	157.45	17	78,316	116.51	0	0	0.00
西	0	0	0.00	8	66,500	415.63	23	122,176	140.09	0	0	0.00
計	4	31,000	77.50	51	321,500	83.51	154	812,937	101.65	1	5,576	0.68
東予信用 本 店	1	10,000	125.00	23	139,000	192.52	63	253,047	114.24	2	1,941	0.82
泉 川	2	12,000	-----	7	29,000	87.88	27	96,692	97.59	0	0	0.00
川 東	1	3,000	-----	11	88,300	128.53	45	241,471	95.81	1	634	0.25
三 島	4	20,500	1,025.00	13	51,700	99.61	36	134,164	129.61	0	0	0.00
松 柏	0	0	-----	0	0	0.00	0	0	0.00	2	4,600	75.15
寒 川	0	0	0.00	12	37,500	47.24	34	123,117	98.48	0	0	0.00
西 条	0	0	0.00	8	47,500	202.13	30	99,272	117.34	0	0	0.00
小 松	0	0	0.00	2	4,000	14.87	28	64,295	74.98	0	0	0.00
中 菽	2	5,500	343.75	9	29,700	1,856.25	18	44,904	132.59	0	0	0.00
喜 多 川	0	0	-----	4	15,000	111.11	13	25,983	86.53	0	0	0.00
新居浜駅	1	20,000	66.67	9	57,000	89.20	26	124,223	80.04	0	0	0.00
計	11	71,000	125.66	98	498,700	113.97	320	1,207,168	99.31	5	7,176	0.59

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 30 年 3 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
宇和島 本店	8	36,090	164.05	56	197,290	180.50	177	600,787	105.63	0	0	0.00
恵美須町	2	5,000	14.29	23	114,500	56.97	99	392,865	83.86	0	0	0.00
新 橋	8	18,800	170.91	19	72,800	123.81	78	183,896	106.36	0	0	0.00
城 南	2	10,000	-----	11	35,500	165.12	39	62,717	115.43	0	0	0.00
来	2	4,100	-----	17	60,850	102.79	51	139,446	98.79	0	0	0.00
泉 町	3	7,500	97.40	12	38,800	88.79	49	133,389	97.94	0	0	0.00
吉 田	1	3,200	-----	8	22,000	197.84	23	42,126	106.32	0	0	0.00
南 宇 和	0	0	-----	2	39,000	40.92	31	217,121	85.97	1	3,817	1.62
三 間	1	6,000	60.00	6	43,000	107.50	27	101,811	117.24	2	2,047	1.99
卯 之 町	5	15,500	91.18	10	90,500	251.39	41	193,479	123.95	0	0	0.00
計	32	106,190	103.40	164	714,240	105.67	615	2,067,637	99.55	3	5,863	0.29
観音寺 四国中央	0	0	-----	4	26,500	-----	8	33,172	249.90	0	0	0.00
計	0	0	-----	4	26,500	407.69	8	33,172	249.90	0	0	0.00
商工中金 松 山	2	20,000	166.67	7	70,400	135.91	46	280,739	51.65	0	0	0.00
高 松	1	20,000	92.59	1	20,000	48.08	2	39,101	211.24	0	0	0.00
計	3	40,000	119.05	8	90,400	96.79	48	319,839	56.91	0	0	0.00
単一農協 愛媛南農	0	0	-----	1	5,000	-----	3	8,887	129.96	0	0	0.00
越智今農	0	0	-----	0	0	0.00	3	3,430	70.61	0	0	0.00
中央農協	0	0	0.00	0	0	0.00	1	6,737	84.21	0	0	0.00
計	0	0	0.00	1	5,000	47.98	7	19,054	91.18	0	0	0.00
総合計	648	6,093,040	75.56	5,865	53,932,358	83.99	21,827	151,940,153	90.80	152	1,028,237	0.66

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

① 一般・提携及び統一制度

（平成30年4月1日現在）

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徵求 上段：担保 下段：保証人
一 般 保 証	1 普通保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
	2 特別小口保証	小規模企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,250	5年以内	徵求しない
			設備		7年以内	徵求しない
	3 小口保証	小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 50	3年以内	原則として徵求しない 必要に応じ徵求
	4 風俗営業飲食業保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※協調融資先である日本政策金融公庫の貸付金額以内	7年以内	必要に応じ徵求 必要に応じ徵求
5 手形（でんさい）割引根保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	2年以内	必要に応じ徵求 必要に応じ徵求	
6 手形貸付根保証	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	1年以内	原則として徵求 必要に応じ徵求	
提 携 保 証	7 中小企業金融円滑化保証 （スムーズ8000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む中小企業者であり、金融機関の企業評価「自己査定」において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合 8,000	7年以内 (但し、一括返済は1年以内。また、経営安定関連保証を併用する場合は10年以内)	徵求しない (法人は原則として代表者のみ徵求するが、申込人が希望し、協会における保証料率区分が第7区分から第9区分の場合に限り不要)
	8 小口連携保証 （トライアングル1000）	県内に住所を有し、保証対象業種に属する事業を営む会社・個人（確定申告先）で商工団体が推薦する先であり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が上限500	5年以内	徵求しない
			設備	※所定の資格要件を満たす先については1,000	7年以内	原則として徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
	9 優良ランク保証 （バリュー5000）	県内に本店を有し、経営内容が良好であり、かつ今後も経営の向上が見込まれる会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 5,000	15年以内	徵求しない 原則代表者1名
	10 優良ランク保証Ⅱ （グッド3000）	県内に本店を有し、小規模であるが財務内容が健全な会社及び医療法人で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 3,000	15年以内	徵求しない 原則代表者1名
	11 優良ランク保証Ⅲ （ファイン1000）	県内に事業所を有し、財務内容が健全な個人事業者で、所定の資格要件を満たす先	運転	個人 1,000	15年以内	徵求しない 原則として徵求しない
	12 地域産業応援保証 （すごサポ）	愛媛県が作成するデータベース（「スゴ技」「すご味」「すごモノ」「スゴVen.J」）に掲載されている中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徵求 原則代表者1名
	13 事業成長支援保証 （まるサポ2000）	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	10年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	必要に応じ徵求
			設備	※但し、既保証残高を含む	15年以内 (但し、一括返済は1年以内。)	原則代表者1名
14 ぐるり瀬戸内活性化保証 （せとうち保証）	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	10年以内	必要に応じ徵求 原則代表者1名	
15 ※A 創業フォローアップ保証 （セカンド）	「愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱」に規定する新事業創出支援資金」を利用している（過去に利用した）先で、創業後5年未満の個人又は会社	運転 設備	個人・会社 2,000 (但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して2,000が限度)	10年以内 (但し、愛媛県制度を併用する場合は運転資金7年以内)	徵求しない 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)	

制 度 名		対 象	資金 使 途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人	
全 国 統 一 保 証	16	事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	運転 設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 2,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求しない 必要に応じ徴求	
	17	当座貸越(貸付専用型) 根保	中小企業者	運転 設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求 (但し、5,000万円以内 の場合は不要) 必要に応じ徴求	
	18	長期経営資金保証	中小企業者	運転	個人・会社 20,000	3年以上10年以内	原則として徴求
				設備		3年以上20年以内	必要に応じ徴求
	19	予 約 保 証	中小企業者 (但し、対象外要件あり)	運転 設備 (※旧 償決済 資金は 対象外)	2,000 ※但し、小口零細企業保証制度を利用 する場合は、合計で500までとする	5年以内 (但し、小口零細企業保 証制度を利用する場合は 7年以内(運転資金につ いては5年以内とする)) ※信用保証書の有効期間 は365日	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	20	小口零細企業保証	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	1,250 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資限度額)との合計で 1,250の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要
				設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	21	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機 関の支援を受けつつ、自ら事業計画 の策定並びに計画の実行及び進捗の 報告を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	5年以内	必要に応じ徴求
				設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
借換				10年以内			
22	条件変更改善型借換保証	保証申込時、協会の保証付き借入金 の残高があり、その全部又は一部に ついて返済条件の緩和を行っている もので、金融機関及び認定経営革新 等支援機関の支援を受けつつ、自ら 事業計画の策定並びに計画の実行及 び進捗の報告を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求	
			設備				
			借換				
23	財務要件型無保証人保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者 (1)総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自 己資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍 以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以 上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ 2.0倍以上) (2)総資産額3億円以上5億円未満かつ(自 己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍 以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以 上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ 1.5倍以上) (3)総資産額5億円以上かつ(自己資本比 率15%以上又は純資産倍率1.5倍以上)か つ(使用総資本事業利益率5%以上又はイン タレスト・カバレッジ・レシオ1.0倍以上)	運転	会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	一括返済の場合 2年以内	必要に応じ徴求 徴求しない	
			設備		分割返済の場合 運転:7年以内 設備:10年以内		
24	事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、事業会社の株 式を集約化するための資金供給を必要 としている持株会社で、保証制度要綱 に規定する資格要件を満たす先	事業承継計 画の実施に 必要な資金	持株会社 28,000	15年以内	必要に応じ徴求 原則法人代表者	
25	自主廃業支援保証	現在事業を行っている中小企業者であって、 以下の要件を全て満たす先 (1)事業譲渡や経営者交代等による事業継続 が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 (2)直近決算が実質的に債務超過でなく、完 済が求められる債務について事業清算により 完済が見込めること。 (3)バンクミーティング等により合意に至っ た廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の 報告を行うもの。	廃業計画の 実施に必要 な資金	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000	1年以内 かつ、終期は 解散予定日より前	必要に応じ徴求 原則法人代表者	

② 県制度 (愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類)

制 度 名		対 象	資金 使 途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
経 営 安 定 資 金	26	一 般 資 金	中小企業者	運転 設備 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000 ※組合転貸の場合は、1組合員あたり 1中小企業者の限度額	7年以内	必要に応じ徴求
			10年以内	必要に応じ徴求		
27	建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業 に属する事業を営む中小企業者 及び特定中小企業者(※1)	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、工事代金など返済財源を特定 したものに限り	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保証以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
経営安定資金	28	小口資金 小規模企業者 (但し、特別小口保険を利用する者にあつては、小規模企業者であつて、原則として引き続き6ヶ月以上商工会議所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	7年以内 (但し、特別小口保険利用の場合は5年以内)	必要に応じ徴求 (但し、1,250万円以内の場合は不要、特別小口保険利用の場合は徴求しない)
			設備		10年以内 (但し、特別小口保険利用の場合は7年以内)	必要に応じ徴求 (但し、特別小口保険利用の場合は徴求しない)
	29	短期資金 中小企業者	運転	知事がその都度定める ※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
30	小口零細企業資金	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法第2条第3項第7号は除く	運転	個人・会社・組合 2,000	5年以内	原則不要
			設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高(税保証においては融資極度額)との合計で2,000の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
31	経営指導特例	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法第2条第3項第7号は除く (但し、原則として引き続き6ヶ月以上商工会議所等の指導を受けている者)	運転	個人・会社・組合 2,000	5年以内	原則不要
			設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高(税保証においては融資極度額)との合計で2,000の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
32	チャレンジ企業支援資金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等 又は 海外投資関係保証を利用する中小企業者等	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内 (一部5年以内)	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内 (一部7年以内)	必要に応じ徴求
新事業創出支援資金	33	創業等関連資金 創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 1,500	7年以内	徴求しない
			設備	※但し、創業等を行うとする個人及び会社にあつては、自己資金額を限度額とする	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
34	創業関連資金	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転	個人・会社 2,000	7年以内	徴求しない
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
35	再挑戦支援資金	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転	個人・会社 2,000	7年以内	徴求しない
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
36	事業承継支援枠	県内で新たに事業承継する中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要に応じ徴求
37	緊急経済対策特別支援資金	特定中小企業者(※1) 又は 特例中小企業者(※2) 又は 中小企業者 又は 経営力強化保証を利用する中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 5,000 10,000	7年以内 (但し、経営力強化保証を利用する場合は5年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
			借換	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 8,000 16,000	10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
38	雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 5,000 10,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備	※組合転貸の場合は、1組合員あたり1中小企業者の限度額	10年以内 (チャレンジ企業支援資金保証対象者12年以内)	必要に応じ徴求
39	建設産業新分野 進出等支援資金	認定中小企業者 又は 特定中小企業者(※1)	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備		10年以内	必要に応じ徴求
40	災害関連対策資金	災害等の発生の都度知事が定める				

③ 市町制度

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
41	中小企業振興資金 融資制度保証	中小企業者	運転 設備	各市町の融資条件による 上限 500	各市町の 融資条件による (最長 5 年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
42	中小企業緊急経営資金 融資制度保証 (現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・ 西予市・四国中央市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保 証と合算して、1,000 とする なお、同保証との併用は不可	各市町の 融資条件による (最長 6 年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
43	中小企業経営安定化 資金融資制度保証 (現在、松山市・今治市のみ取扱)	特定中小企業者(※1)	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保 証及び中小企業緊急経営資金融資制度 保証と合算して、1,000 とする	各市町の 融資条件による (最長 7 年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
44	中小企業季節資金 融資制度保証 (松山市・新居浜市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 300	各市町の 融資条件による (最長 5 ヶ月)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
45	中小企業設備近代化 資金融資制度保証 (松山市・今治市のみ取扱)	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限 1,000	各市町の 融資条件による (最長 7 年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
46	小企業特別小口資金 融資制度保証 (現在、取扱市町なし)	小規模企業者	運転 設備	上限 200	5 年以内	徴求しない 徴求しない

2. 別枠保証

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
47	公害防止保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 5,000 10,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
48	エネルギー対策保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 20,000 40,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
49	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
50	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10 年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
51	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第 2 条 第 5 項第 1 号～8 号の認定 を受けた特定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 (6 号認定者) 28,000 48,000	10 年以内	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 38,000 48,000	15 年以内 (特別 20 年以内)	必要に応じ徴求
52	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により直接的 に被害を受けた中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10 年以内	必要に応じ徴求 原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
53	危機関連保証	中小企業信用保険法第 2 条 第 6 項の認定を受けた特例 中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10 年以内	必要に応じ徴求 原則法人代表者

制度名		対象	資金 用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
54	創業等関連保証	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転 設備	1,500 ※新規開業資金については、自己資金額が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
55	創業関連保証	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始(会社を設立)した日以後5年を経過していない中小企業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
56	再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込みした者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
中堅企業(破綻金融機関等関連特別保証)	※B 破綻金融機関等 関連特別保証	認定中堅業者	運転 設備	会 社 50,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内 7年以内	徴求しない (但し、10,000万円超の保証の際は必要) 必要に応じ徴求
	※C 破綻金融機関等 関連特別無担保保証	認定中堅業者	運転 設備	会 社 10,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内 7年以内	徴求しない 必要に応じ徴求
59	激甚災害保証	被災中小企業者	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	特定非営利活動法人 組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
60	労働力確保関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	特定組合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求
61	中小小売商業関連保証	認定中小企業者	設備	個人・会社 28,000 特定組合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
			62	商店街整備等 支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	設備
63	伝統的工芸品 支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
64	地域伝統芸 能関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	特定非営利活動法人 組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
65	流通業務総合効率 化関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
66	小規模事業者 支援関連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人 又は 特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	特定非営利活動法人	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求

制 度 名		対 象	資金 使 途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
67	特 定 中 小 企 業 再 生 支 援 関 連 保 証	認 定 支 援 機 関	運 転	商工会・都道府県商工会 連合会・商工会議所等	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設 備				15年以内 (特別20年以内)
68	※D 地 域 産 業 資 源 活 用 事 業 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者	運 転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設 備	組 合	48,000 (80,000)	7年以内	必要に応じ徴求
69	※E 海 外 地 域 産 業 資 源 活 用 事 業 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者 (但し、海外において地域産業資源活用 事業〔需要の開拓に係るものに限る〕 を実施するものに限る)	運 転	個人・会社	40,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設 備	組 合	60,000	7年以内	必要に応じ徴求
70	中 心 市 街 地 商 業 等 活 性 化 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者 特 定 中 小 企 業 者 又 は 認 定 一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人	運 転	個人・会社 ※特定会社・一般社団法人及び一般 財団法人を含む	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設 備	組 合	48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
71	中 心 市 街 地 商 業 等 活 性 化 支 援 関 連 保 証	特 定 中 小 企 業 者 又 は 認 定 一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人	運 転	個人・会社	56,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設 備	※特定会社・一般社団法人及び一般 財団法人を含む		15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
72	※F 特 定 新 技 術 事 業 活 動 関 連 保 証	中 小 企 業 者	運 転	個人・会社	30,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設 備	組 合	60,000	7年以内	必要に応じ徴求
73	※G 経 営 革 新 関 連 保 証	承 認 中 小 企 業 者	運 転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設 備	組 合	48,000 (120,000)	7年以内	必要に応じ徴求
74	※H 異 分 野 連 携 新 事 業 活 性 化 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者	運 転	個人・会社	28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設 備	組 合	48,000 (140,000)	7年以内	必要に応じ徴求
75	※I 周 辺 地 域 整 備 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者	運 転	個人・会社 ・特定非営利活動法人	28,000 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設 備	組 合	48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
76	※J 中 小 企 業 特 定 社 債 保 証	下記のいずれかの条件を満たす中小企 業者(株式会社・特例有限会社・合名 会社・合資会社・合同会社) (1) 総資産額5千万円以上3億円未 満かつ(自己資本比率20%以上又は 純資産倍率2.0倍以上)かつ(使用 総資本事業利益率10%以上又はイン タレスト・カバレッジ・レシオ2.0 倍以上) (2) 総資産額3億円以上5億円未 満かつ(自己資本比率20%以上又は 純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用 総資本事業利益率10%以上又はイン タレスト・カバレッジ・レシオ1.5 倍以上) (3) 総資産額5億円以上かつ(自己 資本比率15%以上又は純資産倍率 1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利 益率5%以上又はインタレスト・カバ レッジ・レシオ1.0倍以上)	運 転	会 社	45,000	2年以上 7年以内 (年単位)	徴求しない (但し、20,000万円超 の保証の際は必要)
			設 備	一括支払契約保証の利用がない場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普 通保証、無担保保証、中小企業特定 社債保証と合計で50,000以内と する 一括支払契約保証の利用がある場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普 通保証、無担保保証、中小企業特定 社債保証及び一括支払契約保証と合 計で100,000以内とする			徴求しない
77	※K 特 定 研 究 開 発 等 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者	運 転	個人・会社	28,000 (30,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設 備	組 合	48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
78	※L 流 動 資 産 担 保 融 資 保 証 (A B L 保 証)	流 動 資 産 (売 掛 債 権 ・ 棚 卸 資 産) を 担 保 と し て 借 り 入 れ を 行 う 中 小 企 業 者	運 転 設 備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人	20,000	根保証：1年間 (更新可) 個別保証：1年以内	売掛債権、棚卸資 産に限り徴求する (但し、棚卸資産は 法人のみが対象) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金 用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
79	※M 下請振興関連保証	振興事業を 実施する 中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合	20,000	1年以内 (更新可)	徴求する (但し、親事業者に対す る売掛債権に限る) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
80	事業再生保証 (DIP保証)	民事再生手続き又は会社更 生手続きを申し立てた中小 企業者であって、再生/更 生計画認可後3年を経過し ていない者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人	20,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
81	※N 事業再生円滑化証 関連保証 (プレDIP保証)	特定認証紛争解決事業者(特 定ADR)、中小企業基盤整 備機構又は中小企業再生支 援協議会が関与する私的整 理手続中の中小企業者	運転 設備 <small>(経済産業省 令で定めら れているも のに限る)</small>	個人・会社 組 合	28,000 48,000	3年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
82	※O 特定信用状関連保証 (LC保証)	スタンドバイ信用状による 海外現地資金調達を行う中 小企業者	事業の 振興に 必要な 資金	個人・会社・組合	20,000	1年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
83	※P 農工商等連携事業関連保証	認定を受けた農工商等連携 事業計画に従って農工商等 連携事業を行う中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備	組 合	48,000 (140,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
84	農工商等連携支援関連保証	認定を受けた農工商等連携 支援事業計画に従って農商 工等連携支援事業を行う認 定一般社団法人及び一般財 団法人又は特定非営利活動 法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
85	経営承継関連保証	認定中小企業者 (※組合、士法人は対象外)	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			15年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
86	特定経営承継関連保証	認定中小企業者 の代表者	運転	認定中小企業者 の代表者個人	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備			15年以内	原則認定中小企業者
87	※Q 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人	100,000	1年以内 (更新可)	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
88	中小企業承継事業再生関連保証	産業競争力強化法第121条 に規定する中小企業承継事 業再生計画を主務大臣に提 出し、認定を受けた承継事 業者である中小企業者に限 る(但し、認定中小企業承 継事業再生計画に従って設 立される法人を除く)	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			設備	組 合	48,000		
89	商店街活性化事業関連保証	認定を受けた商店街活性化 事業計画に従って商店街活 性化事業を実施する商店街 振興組合等(組合員、所属 員を含む)	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備	組 合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制 度 名		対 象	資金 使 途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
90	商店街活性化支援関連保証	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
91	経営革新等支援関連保証	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則 担保徴求する)
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
92	情報提供支援関連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
93	※R 特定下請連携事業関連保証	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転	個人・会社 28,000 (40,000) 組 合 48,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
94	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転 設備 (事業再生計画の実施に必要な資金)	個人・会社 28,000 組 合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
95	連携創業支援関連保証	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
96	地域産業資源活用支援関連保証	一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画に従って地域産業資源活用支援事業を行うもの	運転	一般社団法人及び 一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
97	※S 経営力向上関連保証	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000) 組 合 48,000 (120,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
98	地域経済牽引事業 連 保 証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
99	地域経済牽引支援 連 保 証	認定を受けた地域経済牽引支援機関のうち、連携支援事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
100	追 認 保 証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し 1,000万円を限度とする				
101	借 換 保 証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる				

(※ 1) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。
(※ 2) 「特例中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

1. 普通保証、手形(でんさい)割引根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、経営力強化保証、条件変更改善型借換保証、財務要件型無保証人保証、事業承継サポート保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証、激甚災害保証、労働力確保関連保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特例、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業務総合効率化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生円滑化関連保証、農工商等連携事業関連保証、農工商等連携支援関連保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、中小企業承継事業再生関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業支援関連保証、地域産業資源活用支援関連保証、経営力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証、地域経済牽引支援関連保証の保証限度額には、個人・会社、組合又は一般社団法人及び一般財団法人(対象中小企業者)とも無担保保証に係る保証限度額8,000万円(※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円)が含まれています。
2. 一般保証の合計は、普通保証に係る保証にあっては個人・会社20,000万円、組合40,000万円(無担保保証に係る保証にあっては、個人・会社、組合とも8,000万円)を超えることができません。
3. 特別小口保証に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人に限り、なお、常時使用する従業員の数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人とします。
4. 特別小口保証に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。
5. 激甚災害保証、経営安定関連保証、危機関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可能です。合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円(うち無担保保証人保証2,000万円)の範囲内で取り扱います。また、別枠を利用した場合、激甚災害保証(東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限り)、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証の合算で普通保証40,000万円(組合の場合は80,000万円)、無担保保証16,000万円(うち無担保保証人保証4,000万円)、最大で56,000万円(組合の場合は96,000万円)が限度となります。
6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているもののうち、一部保証制度については特定非常活動法人が対象とならない場合があります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、その額を保証限度額欄に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額になりますのでご注意ください。

(注3)

1. ※A創業フォローアップ保証は、「創業関連特例保証」に係る保証のうち、「34創業関連資金」、「55創業関連保証」のいずれかを併用します。
2. ※B破綻金融機関等関連特別保証および※C破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第2条第2項の規定に基づく県知事の認定書が必要です。
3. ※D地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、流動資産担保保証に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
4. ※E海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の海外投資関係保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
5. ※F特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の新事業開拓保証に該当する別枠を含みます。
6. ※G経営革新関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

60,000万円の利用ができます。

また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

7. ※H異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
(新事業開拓保証に該当する場合)
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(海外投資関係保証に該当する場合)
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(流動資産担保保証に該当する場合)
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
8. ※I周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
9. ※J中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式(ただし保証協会の保証は割合は80%)となります。したがって、保証付私募債の発行価格は56,000万円が限度となります。
10. ※K特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合は別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
11. ※L流動資産担保融資保証および※M下請振興関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度となります。
12. ※N事業再生円滑化関連保証(特例小口保証利用の場合を除く)および※O特定信用状関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。
13. ※P農工商等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
(新事業開拓保証に該当する場合)
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(海外投資関係保証に該当する場合)
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(流動資産担保保証に該当する場合)
別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
14. ※Q一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがって、本保証での借入極度額は14億2,800万円が上限となります。
15. ※R特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
16. ※S経営力向上関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）												
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保割引の適用	その他定性要因割引の適用	
別	65 流通業務総合効率化関連保証	(下記以外)	○						0.70							
		特別小口保険利用		○					0.80							
	66 小規模事業者支援関連保証		○						1.15					○		
	67 特定中小企業再生支援関連保証		○						1.15					○		
	68 地域産業資源活用事業関連保証	(下記以外)	○							0.70						
		特別小口保険利用			○					0.80						
		流動資産担保保険利用	○	○						0.68						
		新事業開拓保険利用	○							1.00					○	
	69 海外地域産業資源活用事業関連保証	海外投資関係保険利用	○						1.00						○	
	70 中心市街地商業等活性化関連保証	(下記以外)	○						0.70							
	特別小口保険利用			○					0.80							
71 中心市街地商業等活性化支援関連保証		○						0.70								
72 特定新技術事業活動関連保証	(下記以外)	○							1.00					○		
	新事業開拓保険 (注5)	○							1.30							
	(下記以外)	○							0.70							
73 経営革新関連保証	特別小口保険利用			○					0.80							
	新事業開拓保険利用	○							1.00					○		
	新事業開拓保険 (注4)	○							0.70							
	海外投資関係保険利用	○							1.00						○	
74 異分野連携新事業分野開拓関連保証	(下記以外)	○							0.70							
	特別小口保険利用			○					0.80							
	流動資産担保保険利用	○	○						0.68							
	新事業開拓保険利用	○							1.00						○	
	新事業開拓保険 (注4)	○							0.70							
75 周辺地域整備関連保証	海外投資関係保険利用	○							1.00						○	
	(下記以外)	○							1.15							
	特別小口保険利用			○					0.85							
	NPO法人 (注12)	○							0.68						○	
76 中小企業特定社債保証	新事業開拓保険利用	○							1.00						○	
	新事業開拓保険 (注4)	○							0.70							
			○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○(注6)	
	(下記以外)	○							0.70							
	特別小口保険利用			○					0.80							
	特定研究開発等関連保証	新事業開拓保険利用	○						1.00						○	
		新事業開拓保険 (注4)	○						0.70							
	77 流動資産担保融資保証 (ABL保証)			○						0.68						
				○						0.56						
	78 下請振興関連保証		○						0.68							
79 事業再生保証 (DIP保証)		○						2.20								
80 事業再生円滑化関連保証 (フレDIP保証)	(下記以外)	○							1.76							
	特別小口保険利用			○					0.85							
81 特定信用状関連保証 (LC保証)		○						1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
82 農工商等連携事業関連保証	(下記以外)	○							0.70							
	特別小口保険利用			○					0.80							
	流動資産担保保険利用	○	○						0.68							
	新事業開拓保険利用	○							1.00						○	
	新事業開拓保険 (注4)	○							0.70							
83 農工商等連携支援関連保証	海外投資関係保険利用	○						1.00							○	
		○						1.15								
84 経営承継関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	特別小口保険利用			○					0.85							
85 特定経営承継関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	特別小口保険利用			○					0.85							
86 一括支払契約保証 (注9)		○			1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35	○		
87 中小企業承継事業再生関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	特別小口保険利用			○					0.85							
88 商店街活性化事業関連保証	(下記以外)	○							0.70							
	特別小口保険利用			○					0.80							
89 商店街活性化支援関連保証		○						1.15							○	
90 経営革新等支援関連保証		○						1.15							○	
91 情報提供支援関連保証		○						1.15							○	
92 特定下請連携事業関連保証	(下記以外)	○							0.70							
	特別小口保険利用			○					0.80							
	新事業開拓保険利用	○							1.00						○	
93 事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証) (注11)	新事業開拓保険 (注4)	○							0.70							
	(下記以外)	○							0.70							
	特別小口保険利用			○					0.80							
	特別小口保険利用			○					0.80							
94 連携創業支援関連保証		○						1.15							○	
95 地域産業資源活用支援関連保証		○						1.15							○	
96 経営力向上関連保証	(下記以外)	○							0.70							
	特別小口保険利用			○					0.80							
	新事業開拓保険利用	○							1.00							
97 地域経済牽引事業関連保証	新事業開拓保険 (注4)	○							0.70						○	
	海外投資関係保険利用	○							1.00							
	(下記以外)	○							0.70							
	特別小口保険利用			○					0.80							
98 地域経済牽引支援関連保証		○						1.15							○	

(補足説明)

(1) 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものを、保証委託額に対する率とする。

(2) 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保証法施行令（昭和25年政令第350号）第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保証料率の区分とする。保証料率に付加される保証料率については、リスク評価モデル（GPIモジュール）により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を決定し、これに定性情報を加味して実際に適用する保証料率を決定する。なお、区分対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分（経営力強化保証は第4区分）の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。

①個人その他の法で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

(3) 有担保割引の適用欄が「○」の保証制度は、保証協会所定の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げ、

(4) 一括支払契約保証を除く保証制度で会計参加を設けていることが確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。

(注1) 利用する各保証制度の取り扱いに準ずる。但し、1,000万円を限度とする。

(注2) 借換保証は、利用する各保証制度に定める利率による（割引・割増の有無を含む）。

(注3) 小口零細企業保証制度は、利用する保証制度（部分保証制度に限定された保険種別以外）はすべての保険種別・保険料率を含む利用が可能である。また、当座貸越保証、手形（でんさい）割引保証等の根保証形式の保証は利用できないに定める利率である。

(注4) 「新事業開拓保証」を利用のものであって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の利率である。

(注5) 「新事業開拓保証」の利用のものであって、担保及び保証人（法人代表者の保証を除く。）を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以下の場合の利率である。

(注6) 協会独自割引として、「経営者」、「経営環境」、「経営基盤」の3項目についての定性評価を行い評価に応じて0.09%から0.24%表示利率より引き下げる。但し、有担保割引の適用率の減額あり。

(注7) 「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。

(注8) 「中小企業金融円滑化保証」、「事業成長支援保証」については、愛媛県中小企業振興資金金融制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める利率による。

(注9) 「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。

(注10) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保証法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注11) 「経営力強化保証」「事業再生計画実施関連保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み交付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合（保証付きの借入金金の借入れの額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象外となります。

(注12) 「NPO法人」とは、中小企業信用保証法第2条第3項第7号に定める特定非営利活動法人のことです。

(注13) 「創業関連特別保証」に係る保証のうち、「34創業関連資金」、「55創業関連保証」のいずれかを併用します。

保証協会団信実績

| 平成30年2月 |

平成21年11月1日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております！

●保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険（以下、保証協会団信）とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会）が生命保険会社から受け取る保険金（*）をもとに、加入している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。

（*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。）

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。

●保証協会団信加入状況

保証協会団信の平成30年2月末時点の加入状況は下記の通りです。（生保会社査定後承諾済ベース）

9～2月件数	9～2月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
32件	23,430万円	1,068件	783,134万円	733万円	51.6歳

〈金融機関別〉

金融機関名	9～2月件数(件)	9～2月融資額(万円)	累計件数(件)	累計金額(万円)
伊予銀行	12	8,930	319	268,478
四国銀行	1	300	9	12,045
百十四銀行	—	—	11	16,200
阿波銀行	—	—	1	500
広島銀行	—	—	10	8,470
山口銀行	1	1,500	1	1,500
愛媛銀行	10	6,800	299	229,435
香川銀行	—	—	14	15,560
高知銀行	—	—	20	14,347
徳島銀行	1	300	4	2,290
愛媛信金	5	4,600	263	145,422
東予信金	1	500	63	37,030
川之江信金	1	500	22	18,467
宇和島信金	—	—	30	12,590
商工中金	—	—	1	300
三菱東京UFJ	—	—	1	500
合計	32	23,430	1,068	783,134

いろいろ
いろいろ
日本
百選

愛媛編

〈第二回〉公共建築百選

銅板葺きの屋根
が特徴。市民憩い
の図書館

広い敷地内に大小2つのドーム型の建物が印象的な別子銅山記念図書館（新居浜市立図書館本館）は、元々あった和風庭園を生かして1992年に完成。別子銅山開坑300周年記念事業の一環として、住友グループが新居浜市に寄贈したものです。蔵書は約32万冊。閲覧スペースに約16万冊の本が並んでいます。閲覧室中央は雑誌が読めるブラウジングコーナー、周辺には庭園の景色を眺めながら読書ができる閲覧席を配置。併設の200人収容の多目的ホールでは、講演会などのイベントや絵本を楽しむ「おはなし会」を開催しています。そのほか、おしゃれなカフェもあり、くつろげる場所となっています。

新居浜市立
別子銅山記念図書館

1992年(平成4年) 日建設計

③新居浜市北新町10番1号 ④9:00~19:00(日曜・祝日~17:00)
⑤月曜、館内整理日(毎月月末)、年末年始、特別整理期間



公共建築百選：建設省(現：国土交通省)が設立50周年を記念して、1998年(平成10年)に選定委員会において地域社会への貢献度が高く、地域に根ざし優れた公共建築を決定し、発表された100件の優れた公共建築物。

別子銅山記念館

新 居浜市発展の礎となった別子銅山の歴史を体感できる記念館。坑内をイメージした半地下形式の館内では、開坑から閉山まで283年の貴重な資料を展示している。鉱山鉄道としてドイツから購入した第1号蒸気機関車、全長700kmに及ぶ坑道の模型は必見！ サツキの名所としても有名。

③新居浜市角野新田町3-13 ④10台
☎0897-41-2200 ⑤月曜・祝日(日曜と重なる場合は開館)・年末年始・10月17日 ⑥9:00~16:30
⑦入館料=無料 屋外展示/日本最初の山岳鉱山専用鉄道「別子1号」の蒸気機関車 他



サツキの名所に
ちよっと寄り道

本所

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館2・3階
総務部／総務課 TEL089-931-2111(代) FAX089-931-2107
電算課 TEL089-931-2115 FAX089-931-2170
業務統括部／企業支援課 TEL089-931-2116 FAX089-931-2107
TEL089-931-2114 FAX089-931-2107
管理推進課 TEL089-931-2117 FAX089-931-2107
監査室 TEL089-931-2180 FAX089-931-2107

松山事業部

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1階
保証一課・保証二課・管理課 TEL089-931-2118 FAX089-931-2174

業務区域 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町



新居浜支所

〒792-0025
新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階
保証課 TEL0897-33-8282 FAX0897-33-8284
管理課 TEL0897-33-8292 FAX0897-33-8293

業務区域 新居浜市・西条市・四国中央市

八幡浜支所

〒796-8691
八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階
TEL0894-22-2003 FAX0894-22-3137

業務区域 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

今治支所

〒794-0042
今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階
TEL0898-23-0170 FAX0898-23-0758

業務区域 今治市・上島町

宇和島支所

〒798-0040
宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階
TEL0895-22-6556 FAX0895-22-6583

業務区域 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

がんばる中小企業のベストパートナー



EHIME GUARANTEE

愛媛県信用保証協会

